

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける 農林漁業者・食品関連事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に対する支援策の概要

令和2年4月
農林水産省

農林水産省による支援策(1/2)

(1) 国産農林水産物の販売を促進したい

- ・品目別の販売促進への支援 1

(2) 需要減退の大きい畜産・酪農の事業を継続したい

- ・肉用牛の計画的出荷に伴う追加費用への支援 3
- ・肥育牛生産のコスト低減等に対する取組を支援 3
- ・脱脂粉乳の業務用から飼料用等への仕向先の変更を支援 3
- ・新型コロナウイルス感染症が発生した畜産農場等への代替要員の派遣等を支援 4
- ・牛マルキンの生産者負担金の納付猶予 4

(3) 生産現場で労働力を確保したい

- ・外国人材の不足を補う代替人材による援農の掛かり増し費用を支援 5
- ・外国人材の不足を補う代替人材の募集を支援 5
- ・農業高校・農業大学校等の研修機関への研修用農業機械・設備の導入を支援 5
- ・農業法人等が行う新規就業者への実践研修等を支援 5
- ・研修機関が行うシニア世代の就農希望者への研修等を支援 6
- ・農業高校等と連携したスマート農業技術の実証 6
- ・漁業・水産加工業者における労働力の確保を支援 6

(4) 経営維持・再建のための資金繰りを確保したい

- ・(農林水産業) 経営再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置 7
- ・(食品関連事業) 債務保証に必要な資金を措置 9

(5) 価格下落に対して経営の安定を図りたい

- ・野菜の価格下落に対する支援 10
- ・魚価の下落により収入減少した漁業者の経営支援 10

農林水産省による支援策(2/2)

- (6) 高収益作物の次期作に安心して取り組みたい
 - ・次期作に前向きに取り組む高収益作物生産者への支援 11
- (7) 農林水産物・食品の輸出を維持・促進したい
 - ・輸出商流の変化に対応した製造設備等の整備・導入等を支援 12
 - ・輸出等の新規需要獲得のための加工食品・外食メニューの開発、原料切替に伴う経費等を支援 . 12
 - ・コメ・コメ加工品の生産ライン整備等を支援 13
 - ・新規・有望市場の維持・開拓に必要な商談・プロモーションの支援 14
- (8) 加工用・業務用の野菜等を安定供給したい(利用したい)
 - ・輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備 15
- (9) 原木・水産物の在庫を一時保管したい
 - ・一時保管に要する費用の支援 16
- (10) 飲食業の需要を喚起したい
 - ・飲食店の需要喚起 17
- (11) 外食店舗の衛生管理を徹底・改善したい
 - ・衛生管理・空気換気設備等の導入、店舗の改装を支援 18

他省庁による支援策

(1) 事業を継続していきたい

- ・事業継続を支え、再起のための支援 19
- ・部品調達が困難であり、自社で部品を内製化するための支援 19
- ・新たな販路を開拓するための支援 19

(2) 従業員の雇用を維持したい

- ・従業員の雇用維持に対する支援 20
- ・小学校等の臨時休業等に係る保護者に対する支援 21

(3) 人材を確保したい

- ・外国人技能実習生の雇用支援 22

(4) 経営環境を整備したい

- ・テレワークの導入支援 23
- ・従業員の特別休暇の取得促進に向けた環境整備支援 23

(5) 地域経済への支援

- ・地方公共団体によるきめ細やかな支援 24

事業者毎の支援策の一覧

(1) 農林漁業者

・野菜・花き・果樹・茶生産者	25
・肉用牛生産者	29
・酪農生産者	33
・その他畜産生産者等	36
・米生産者	39
・麦・豆類生産者	42
・林業・木材産業者	45
・漁業者・漁業者団体等・水産加工業者	47

(2) 食品関連事業者

・外食事業者	49
・食品製造事業者	53
・中間事業者	56
・流通事業者	58
・輸出事業者	61

(3) その他

・研修機関	65
-------	----

都道府県による支援策の一覧

(1) 47都道府県の休業要請等に関する主な支援策	66
(2) 47都道府県の休業要請や時短要請等の内容	71

(1) 国産農林水産物の販売を促進したい(1/2)

インバウンド需要・外食需要の減少や輸出の停滞等により、在庫が増加して滞留する等の影響が生じている農林水産物等の販売や利用の促進への取組を支援します。

品目別の販売促進への支援

対象品目	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
和牛肉	【和牛肉保管在庫支援緊急対策事業（ALIC事業）】 販売促進計画を作成した食肉卸売業者に対して、保管経費の支援及び同計画に基づく販売実績に応じた奨励金の交付	支援対象：食肉卸売事業者 補助率：定額 事業実施主体：食肉事業者団体	生産局食肉鶏卵課 TEL：03-3502-5989 ▶もっと知りたい ▶実施要綱・要領 ▶紹介動画
畜産物 (和牛肉含む)	【国産農林水産物等販売促進緊急対策事業】 インバウンドの減少や輸出の停滞等により、在庫の滞留等が生じている品目について、 ①学校給食への提供を含む食育活動を行う際の食材費 ②インターネット販売を行う際の送料 ③デリバリーや店頭販売（テイクアウト）に取り組む飲食店と連携した新商品開発を行う際に使用する原材料費 ④農林漁業団体等との連携や、地域の創意により実施する販売促進キャンペーンで使用する原材料費等を支援	支援対象：生産者、民間団体等 補助率：定額、対象経費の1/2以内 事業実施主体：民間団体等	(事業全般) 大臣官房政策課 TEL：03-6744-2089 ▶もっと知りたい ▶紹介動画
水産物			(畜産物) 生産局食肉鶏卵課 TEL：03-3502-5989
野菜・果物			(水産物) 水産庁栽培養殖課 TEL：03-3501-3848
茶			(野菜・果物) 生産局園芸作物課 TEL：03-3502-5958 (茶) 生産局地域対策官 TEL：03-6744-2117

(1) 国産農林水産物の販売を促進したい (2 / 2)

インバウンド需要・外食需要の減少や輸出の停滞等により、在庫が増加して滞留する等の影響が生じている農林水産物等の販売や利用の促進への取組を支援します。

品目別の販売促進への支援

対象品目	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
菓子類	【国産農林水産物等販売促進緊急対策事業】 インバウンドの減少等により、在庫の滞留等が生じている菓子類について、販売促進キャンペーン等の取組を支援	支援対象：生産者、民間団体等 補助率：定額、対象経費の1/2以内 事業実施主体：民間団体等	(事業全般) 大臣官房政策課 TEL：03-6744-2089 もっと知りたい 紹介動画 (菓子類) 政策統括官地域作物課 TEL：03-3502-5963 (林産物) 林野庁木材利用課 TEL：03-6744-2120 (花き) 生産局園芸作物課 TEL：03-6738-6162
林産物	【国産農林水産物等販売促進緊急対策事業】 公共施設等の木造化・木質化等を支援		
花き	【国産農林水産物等販売促進緊急対策事業】 インターネット販売を行う際の送料等を支援		
	【公共施設等における花きの活用拡大支援事業】 空港、駅、学校、企業等における花きの活用拡大を通じた需要喚起の取組を支援	支援対象：民間団体 補助率：定額、対象経費の1/2 事業実施主体：民間団体	生産局園芸作物課 TEL：03-6738-6162 もっと知りたい 紹介動画

(2) 需要減退の影響が大きい畜産・酪農の事業を継続したい (1/2)

肉用牛の計画的出荷に伴う追加費用や肉用牛肥育生産におけるコスト低減等の取組、在庫が著しく増加している脱脂粉乳の仕向先の変更を支援するほか、新型コロナウイルス感染症が発生した畜産農場等の事業継続のための代替要員の派遣等を支援します。

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
肉用牛の計画的出荷に伴う追加費用への支援	【肥育牛経営等緊急支援特別対策事業のうち計画出荷支援 (ALIC事業)】 生産者集団が出荷時期を調整し、計画的に出荷を行う場合、計画出荷に伴う追加経費を支援	支援対象：生産者集団 補助率：定額 事業実施主体：民間団体	生産局畜産企画課 TEL:03-3502-0874 もっと知りたい 実施要綱・要領 紹介動画
	【肉用子牛流通円滑化緊急対策事業 (ALIC事業)】 計画に基づいて肉用子牛の出荷時期の調整を行う場合、計画出荷に伴う追加経費を支援	支援対象：畜産農家 補助率：定額 事業実施主体：生産者団体等	生産局食肉鶏卵課 TEL:03-3502-5989 もっと知りたい 実施要綱・要領 紹介動画
肥育牛生産のコスト低減等に対する取組を支援	【肥育牛経営等緊急支援特別対策事業のうち肥育生産支援 (ALIC事業)】 経営体質の強化に資する取組メニューに取り組んだ場合、出荷頭数に応じて奨励金を交付	支援対象：畜産農家 補助率：定額 事業実施主体：民間団体	生産局畜産企画課 TEL:03-3502-0874 もっと知りたい 実施要綱・要領 紹介動画
脱脂粉乳の業務用から飼料用等への仕向先の変更を支援	【生乳需給改善促進事業 (ALIC事業)】 乳業団体や生産者団体等が、脱脂粉乳を飼料用等の需要がある分野で活用する取組を支援	支援対象：乳業者 補助率：定額 事業実施主体：乳業者団体 支援対象：生産者団体 補助率：定額 事業実施主体：生産者団体	生産局牛乳乳製品課 TEL:03-3502-5988 03-6744-2128 もっと知りたい 実施要綱・要領 紹介動画

(2) 需要減退の影響が大きい畜産・酪農の事業を継続したい (2/2)

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>新型コロナウイルス感染症が発生した畜産農場等への代替要員の派遣等を支援</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症の発生畜産農場等における経営継続対策事業（ALIC事業）】 ①発生農場の事業継続のための代替要員(酪農ヘルパーを含む)等の派遣を支援。 ②発生農場の事業継続を図るため、その家畜を公共牧場等に緊急避難させるための経費を支援。 ③発生農場の清浄化や感染拡大防止のための消毒等に係る経費を支援。 ④乳業工場の処理能力の低下等により出荷できなくなった生乳に対して支援</p>	<p>支援対象：生産者集団等 補助率：定額 事業実施主体：民間団体</p>	<p>乳用牛：①～④の事業 生産局牛乳乳製品課 TEL：03-3502-5988</p> <p>肉用牛：①～③の事業 生産局畜産企画課 TEL：03-3502-0874</p> <p>豚、家きん：①、③の事業 生産局畜産振興課 TEL：03-3591-3656</p> <p>飼料生産組織：①、③の事業 生産局飼料課 TEL：03-3502-5993</p> <p>▶もっと知りたい</p> <p>▶実施要綱 ▶(別添)乳用牛 ▶(別添)肉用牛 ▶(別添)養豚 ▶(別添)家きん ▶(別添)飼料生産組織</p> <p>▶紹介動画</p>
<p>牛マルキンの生産者負担金の納付猶予</p>	<p>【肥育牛経営等緊急支援特別対策事業】 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の生産者負担金の納付猶予（実質免除）（国費分（3/4）の交付）</p>	<p>—</p>	<p>生産局畜産企画課 TEL：03-3502-0874</p> <p>▶もっと知りたい ▶実施要綱・要領 ▶紹介動画</p>

(3) 生産現場で労働力を確保したい(1/2)

入国規制による外国人材の不足等への対応に向け、労働力の確保や農業生産を支える人材の育成に向けた取組を支援します。

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
外国人材の不足を補う代替人材による援農の掛かり増し経費を支援	【農業労働力確保緊急支援事業】 農業経験者等の代替人材が援農する際の掛かり増し経費等を支援	支援対象：経営体等 補助率：定額 事業実施主体：全国農業会議所	経営局就農・女性課 TEL：03-3502-6469 もっと知りたい 紹介動画
外国人材の不足を補う代替人材の募集を支援	【農業労働力確保緊急支援事業】 人材を集めるために農業経営体や地域のJA等が取り組む、情報発信等に必要な経費を支援	支援対象：経営体等 補助率：対象経費の1/2 事業実施主体：全国農業会議所	
農業高校・農業大学校等の研修機関への研修用農業機械・設備の導入を支援	【農業労働力確保緊急支援事業】 他産業従事者等による援農・就農に必要な研修を行う機関に対し、研修用の農業機械・設備の導入を支援	支援対象：研修機関 補助率：対象経費の1/2 事業実施主体：都道府県等の研修機関	経営局就農・女性課 TEL：03-6744-2160 もっと知りたい 紹介動画
農業法人等が行う新規就業者への実践研修等を支援	【農の雇用事業】※令和2年当初予算 49歳以下の就農希望者を新たに正社員として雇用する際の実践研修費等を助成	支援対象：経営体 補助率：定額 事業実施主体：全国農業会議所	経営局就農・女性課 TEL：03-6744-2162 もっと知りたい

(3) 生産現場で労働力を確保したい (2 / 2)

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>研修機関が行うシニア世代の就農希望者への研修等を支援</p>	<p>【シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業】※令和元年度補正予算 研修機関が行う50代の就農希望者に対する新規就農に向けた技術習得のための研修費用等を助成</p>	<p>支援対象：研修機関 補助率：定額 事業実施主体：全国農業会議所</p>	<p>経営局就農・女性課 TEL：03-6744-2162</p> <p>もっと知りたい</p>
<p>農業高校等と連携したスマート農業技術の実証</p>	<p>【労働力不足の解消に向けたスマート農業実証】 農業者、地方公共団体及び農業高校等のコンソーシアムが、労働力不足の解消に資するスマート農業技術を生産現場に導入・実証</p>	<p>支援対象：民間団体等 補助率：委託 事業実施主体：農研機構</p>	<p>農林水産技術会議事務局研究推進課 TEL：03-3502-7437 E-mail： smart_agri@maff.go.jp</p> <p>もっと知りたい 実施要綱・要領 紹介動画</p> <p>※5月2日（土）～6日（水）は、090-4545-0760または090-4368-8783にお問い合わせください。</p>
<p>漁業・水産加工業者における労働力の確保を支援</p>	<p>【水産業労働力確保緊急支援事業】 人手不足となった漁業・水産加工業の経営体が作業経験者等を雇用する際の掛り増し賃金などや、遠洋漁船における外国人船員の継続雇用等に要する掛り増し経費を支援</p>	<p>支援対象：漁業者等 補助率：対象経費の1/2 事業実施主体：民間団体等</p>	<p>(漁業者向け) 水産庁企画課 TEL：03-6744-2340 (水産加工業者向け) 水産庁加工流通課 TEL：03-6744-2349 (外国人船員向け) 水産庁国際課 TEL：03-6744-2364</p> <p>もっと知りたい 紹介動画</p>

(4) 経営維持・再建のための資金繰りを確保したい(1/3)

農林漁業者の資金繰りに支障が生じないように、金融機関に対する適時・適切な貸出、担保徴求の弾力化等の対応の要請、農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化の措置、また食品関連事業者の債務保証に必要な資金の支援を実施します。

農林水産業

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
経営再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置	<p>資金繰りや施設整備のための資金について、<u>貸付当初5年間実質無利子化</u></p> <p>※林業者向けのうち、農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金は、貸付当初10年間実質無利子</p>	<p>(農業者等向け) 農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金、農林漁業施設資金</p> <p>(林業者等向け) 農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金</p> <p>(漁業者等向け) 農林漁業セーフティネット資金、漁業経営改善支援資金、農林漁業施設資金</p>	<p>公庫</p> <p>(農業者向け) 経営局金融調整課 TEL: 03-3501-3726 もっと知りたい 紹介動画</p> <p>(林業者向け) 林野庁企画課 TEL: 03-3502-8037 もっと知りたい 紹介動画</p>
	<p>農: 農業経営基盤強化資金 利子助成金等交付事業</p> <p>林: 林業施設整備等利子助成事業</p> <p>水: 漁業経営基盤強化金融支援事業</p>	<p>(農業者等向け) 農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金</p> <p>(林業者向け) 林業者向け民間借換資金</p> <p>(漁業者等向け) 漁業近代化資金、漁業経営維持安定資金</p>	<p>農協・漁協等民間金融機関</p> <p>(漁業者向け) 水産庁水産経営課 TEL: 03-6744-2347 もっと知りたい 紹介動画</p>
	<p>民間資金の借入れについて、<u>農業信用基金協会等による債務保証の当初5年間の保証料免除</u></p> <p>農: 農業信用保証保険基盤強化事業</p> <p>林: 林業信用保証事業</p> <p>水: 漁業者保証円滑化対策事業</p>	<p>(農業者等向け) 農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金、農業者向け民間借換資金</p> <p>(林業者等向け) 林業者等向け民間資金(借換資金含む)</p> <p>(漁業者等向け) 漁業近代化資金、漁業経営維持安定資金、漁業者向け民間資金(借換資金含む)</p>	<p>農協・漁協等民間金融機関</p>

(4) 経営維持・再建のための資金繰りを確保したい (2 / 3)

農林水産業

支援分野	支援の内容	支援対象等		担当及び問合せ先等
<p>経営再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置</p>	<p>資金繰りのための資金について、<u>実質無担保等による貸付及び債務保証を措置</u></p> <p>農：日本公庫資金円滑化貸付事業 農業信用保証保険基盤強化事業 林：林業関係資金融資円滑化事業 林業信用保証事業 水：漁業経営改善支援資金融資推進事業 漁業者保証円滑化対策事業</p>	<p>(農業者等向け) 農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金 (林業者向け) 農林漁業セーフティネット資金 (漁業者向け) 農林漁業セーフティネット資金</p>	<p>公庫</p>	<p>(農業者向け) 経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726</p> <p>もっと知りたい 紹介動画</p>
		<p>(農業者等向け) 農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金、農業者向け民間借換資金に対する債務保証 (林業者等向け) 林業者等向け民間資金（借換資金含む）に対する債務保証 (漁業者等向け) 漁業近代化資金、漁業経営維持安定資金、漁業者向け民間資金（借換資金含む）に対する債務保証</p>	<p>農協・漁協等民間金融機関</p>	<p>(林業者向け) 林野庁企画課 TEL：03-3502-8037</p> <p>もっと知りたい 紹介動画</p> <p>(漁業者向け) 水産庁水産経営課 TEL：03-6744-2347</p> <p>もっと知りたい 紹介動画</p>
<p><u>関係金融機関へ新規融資に係る円滑な融通・既往融資に係る償還猶予を要請</u></p>				

(4) 経営維持・再建のための資金繰りを確保したい (3 / 3)

食品関連事業

支援内容	対応事業等	支援対象等	担当及び問合せ先等
債務保証に必要な資金を措置	<p>【中堅外食事業者資金融通円滑化事業】 <u>債務保証による信用力強化、既往の債務保証先の返済不能の際の代位弁済</u>により中堅・大手外食事業者を支援</p>	<p>支援対象：中堅・大手外食事業者 支援内容：債務保証・代位弁済 事業実施主体：(一社)日本フードサービス協会</p>	<p>食料産業局食品製造課外食産業室 TEL：03-6744-7177 E-mail： gaishoku@maff.go.jp</p> <p>▶もっと知りたい ▶紹介動画</p>
	<p>【中小食品流通事業者の信用力強化事業】 <u>債務保証による信用力強化、既往の債務保証先の返済不能の際の代位弁済</u>により中小食品流通事業者等を支援</p>	<p>支援対象：中小食品流通事業者等 支援内容：債務保証・代位弁済 事業実施主体：(公財)食品等流通合理化促進機構</p>	<p>食料産業局食品流通課 TEL：03-3502-8267</p> <p>▶もっと知りたい ▶実施要綱・要領 ▶紹介動画</p>

(5) 価格下落に対して経営の安定を図りたい

野菜価格が著しく低落した場合に補給金を交付する野菜価格安定対策事業の安定的な運用に必要な資金を追加するとともに、生産者負担金の納付猶予を行います。また、魚価の下落等により収入が減少した漁業者の経営を支えるための基金の積み増し、自己積立金の仮払い・積立猶予を行います。

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
野菜の価格下落に対する支援	<p>【野菜価格安定対策事業】</p> <p>①野菜価格の下落により収入が減少した農業者の経営を支えるため、野菜価格安定対策事業の資金を追加</p> <p>②登録出荷団体等（JA等）の負担金の納付を猶予</p>	<p>支援対象：生産者等</p> <p>事業実施主体：(独)農畜産業振興機構(ALIC)</p>	<p>生産局園芸作物課</p> <p>TEL：03-3502-5961</p> <p>もっと知りたい 紹介動画</p>
魚価の下落により収入減少した漁業者の経営支援	<p>【漁業収入安定対策事業】</p> <p>①収入が減少した漁業者の経営を支えるため、積立ぷらすの基金を積み増し</p> <p>②併せて、積立ぷらすについて、漁業者の自己積立金の仮払い、契約時の自己積立金の積立猶予を措置</p>	<p>支援対象：漁業者</p> <p>積立金負担割合：漁業者と国の積立金の負担割合は1:3</p> <p>事業実施主体：漁業共済組合連合会</p>	<p>水産庁漁業保険管理官</p> <p>TEL：03-6744-2356</p> <p>もっと知りたい 実施要綱・要領</p> <p>紹介動画</p>

(6) 高収益作物の次期作に安心して取り組みたい

外食需要の減少により市場価格が低落する等の影響を受けた野菜・花き・果樹・茶などの高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援し、国内外の新たな需要促進につなげます。

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
次期作に前向きに取り組む高収益作物生産者への支援	<p>【高収益作物次期作支援交付金】※1</p> <p>①次期作に前向きに取り組む、高収益作物の生産者に対し<u>種苗等の資材購入や機械レンタル等を支援</u></p> <p>②需要促進に取り組む高収益作物の生産者に対し、<u>新たな品種の導入や新たな販売契約に向けた取組を支援</u></p> <p>※1 政府の用意するセーフティネットへの加入を検討する生産者を支援</p>	<p>支援対象：生産者</p> <p>補助率：</p> <p>①5万円/10a※2</p> <p>②取組毎に2万円/10a※2</p> <p>※2 中山間地域等では支援単価を1割加算</p> <p>事業実施主体：協議会等</p>	<p>生産局園芸作物課</p> <p>TEL：03-6738-7423</p> <p>▶もっと知りたい ▶紹介動画</p>

(7) 農林水産物・食品の輸出を維持・促進したい(1/3)

家庭食の輸出増加や新規・有望市場シェア獲得等、輸出の維持・促進を図るため、製造設備等の整備・導入支援、新規・有望市場の維持・開拓に必要なプロモーション等について支援します。

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
輸出商流の変化に対応した製造設備等の整備・導入等を支援	<p>【輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業】 冷凍食品等の家庭食用化を進めるための<u>製造ラインや保冷庫の整備、小分け機などの設備の整備や導入</u>を支援</p>	支援対象：食品事業者等 補助率：対象経費の1/2 事業実施主体：都道府県等	食料産業局輸出先国規制対策課 TEL：03-6744-7184 ▶もっと知りたい ▶実施要綱・要領 ▶紹介動画
	<p>【大径原木加工施設整備緊急対策】 行き場のなくなった大径原木を有効活用し、付加価値の高い木材製品に転換するための加工施設の整備を支援</p>	支援対象：木材関連事業者等 補助率：定額（1/2以内） 事業実施主体：都道府県	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2290 ▶もっと知りたい
輸出等の新規需要獲得のための加工食品・外食メニューの開発、原料切替に伴う経費等を支援	<p>【輸出等新規需要獲得事業】 ①安定調達可能な原料への切替による<u>加工食品・外食メニューの開発・実証試験・マーケティング調査・施設整備等</u>を支援 ②<u>長期調達契約を締結した食品製造事業者・外食事業者等</u>に対して、<u>安定調達可能な原料の切替に伴う経費</u>を支援</p>	支援対象：食品事業者等 補助率：対象経費の1/2以内 事業実施主体：民間団体等	食料産業局食品製造課 TEL：03-6744-7180 ▶もっと知りたい

(7) 農林水産物・食品の輸出を維持・促進したい (2 / 3)

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>コメ・コメ加工品の生産ライン整備等を支援</p>	<p>【コメ・コメ加工品輸出拡大緊急対策事業】 ①パックご飯の製造ラインや輸出を継続・拡大するための保管施設等の整備を支援 ②パックご飯等コメ・コメ加工品の海外市場開拓の取組を支援</p>	<p>① 支援対象：食品製造業者等 補助率：対象経費の1/2以内 事業実施主体：都道府県</p> <p>② 支援対象：事業者 補助率：定額、対象経費の1/2以内 事業実施主体：国</p>	<p>①政策統括官付穀物課 TEL：03-6744-2108</p> <p>②政策統括官付農産企画課 E-mail： kome_yusyutu@maff.go.jp TEL：03-6738-6069</p>

[もっと知りたい](#)

(7) 農林水産物・食品の輸出を維持・促進したい (3 / 3)

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>新規・有望市場の維持・開拓に必要な商談・プロモーションの支援</p>	<p>【仕向け先の転換等のための日本産農林水産物・食品の海外向け商談・プロモーション】</p> <p>①新規輸出及び輸出先国での仕向け先転換のためJETROによる海外見本市への出展、商談会の開催等を支援</p> <p>②PRキャンペーンの実施、日本産農林水産物・食品の海外販路の開拓、海外コールドチェーンへの対応等を支援</p> <p>③新たな市場等への輸出を行う輸出商社等の商談・商流構築、「日本産食材サポーター店」、現地輸入商社等の日本産食材キャンペーンを支援</p> <p>④輸出商流を有する事業者による水産エコラベル認証水産物の輸出に向けた取組を支援</p>	<p>① 支援対象：JETRO・民間事業者等 補助率：定額 事業実施主体：JETRO</p> <p>②③ 支援対象：JETRO・民間事業者等 補助率：定額、対象経費の1/2以内 事業実施主体：JETRO・民間事業者等</p> <p>④ 支援対象：民間団体等、民間事業者等 補助率：定額、対象経費の1/2以内 事業実施主体：民間団体等</p>	<p>食料産業局海外市場開拓・食文化課 TEL：03-3502-3408</p> <p>▶もっと知りたい ▶紹介動画</p> <p>②日本産農林水産物・食品海外販路開拓緊急支援事業 ▶実施要綱・要領</p> <p>③日本産農林水産物・食品の輸出商談等緊急支援事業 ▶実施要綱・要領</p>

(8) 加工用・業務用の野菜等を安定供給したい(利用したい)

産地や実需者が連携し、輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備を支援します。

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備	<p>【国産農畜産物供給力強靱化対策】</p> 産地や実需者が連携し、輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給を図るために必要な共同利用施設の整備を支援	支援対象：事業実施主体 補助率：事業費の1/2 事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等	生産局総務課生産推進室 TEL：03-3502-5945 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> ▶もっと知りたい ▶実施要綱・要領 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> ▶紹介動画 </div>

(9) 原木・水産物の在庫を一時保管したい

需要減退による在庫の増大が著しい原木や水産物について、一時保管に要する経費を支援します。

一時保管に要する費用の支援

対象品目	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
原木	<p>【輸出原木保管等緊急支援事業】 滞留している輸出向け原木の一時保管費用等を支援</p>	支援対象：林業経営体等 補助率：定額 事業実施主体：(一社)全国木材組合連合会	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2292 ▶もっと知りたい ▶紹介動画
水産物	<p>【特定水産物供給平準化事業（新型コロナウイルス感染症緊急対応）】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける水産物の買取、保管等の費用を支援</p>	支援対象：漁業者団体等 補助率：定額、対象経費の1/2 事業実施主体：民間団体	水産庁加工流通課 TEL：03-6744-2350 ▶もっと知りたい ▶紹介動画

(10) 飲食業の需要を喚起したい

インバウンド需要の減少、外出自粛等の影響が生じている事業等に対し、新型コロナウイルス感染症の収束後6ヶ月程度の間、政府一体の取組の一環として、飲食店の需要喚起に取り組みます。



支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
飲食店の需要喚起	<p>【Go To Eatキャンペーン】 期間限定の官民一体型需要喚起キャンペーン「Go To キャンペーン」の一環として、<u>オンライン予約・来店した利用者へのポイント付与</u>、<u>プレミアム付食事券の発行を実施</u></p>	<p>支援対象：民間事業者（オンライン予約サイト運営者・食事券発行事業者） 補助率：委託等 事業実施主体：民間事業者（キャンペーン事務局）</p>	<p>食料産業局食品製造課外食産業室 TEL：03-6744-7177 E-mail： gaishoku@maff.go.jp</p> <p>▶もっと知りたい ▶紹介動画</p>

(11) 外食店舗の衛生管理を徹底・改善したい

新型コロナウイルス感染拡大の影響の終息後、減少したインバウンド需要の回復を推進するため、訪日外国人が安心して店舗を利用できる衛生管理の徹底・改善等を推進するための取組を支援します。

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
衛生管理・空気換気設備等の導入、店舗の改装を支援	<p>【外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業】 訪日外国人が衛生的な店舗を利用できるよう、<u>衛生管理・空気換気設備等の導入や店舗の改装等を支援</u></p>	<p>支援対象：外食事業者等 補助率：対象経費の1/2 事業実施主体：都道府県</p>	<p>食料産業局食品製造課外食産業室 TEL：03-6744-7177 E-mail： gaishoku@maff.go.jp</p> <p style="text-align: right;"> ▶もっと知りたい ▶紹介動画 </p>

(1) 事業を継続していきたい

支援分野	支援の対象	支援の内容	所管省庁	担当及び問合せ先等
事業継続を支え、再起のための支援	<p>【持続化給付金】 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人で<u>ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者</u></p>	<p>法人は200万円以内、<u>個人事業者は100万円以内</u>を支給。</p>	経済産業省	中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183 
部品調達が困難であり、自社で部品を内製化するための支援	<p>【生産性革命推進事業（ものづくり・商業・サービス補助）】 <u>中小企業・小規模事業者等の新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等</u></p>	<p>補助上限：1,000万円 補助率：中小 1/2、 小規模 2/3 （特別枠は、一律 2/3）</p>	経済産業省	ものづくり補助金事務局 TEL：050-8880-4053 
新たな販路を開拓するための支援	<p>【生産性革命推進事業（持続化補助）】 <u>小規模事業者の販路開拓等のための取組み</u></p>	<p>補助上限：50万円 （特別枠は、100万円） 補助率：2/3</p>	経済産業省	全国商工会連合会 TEL：03-6670-2540

(2) 従業員の雇用を維持したい (1 / 2)

支援分野	支援の対象	支援の内容	所管省庁	担当及び問合せ先等
<p>従業員の雇用維持に対する支援</p>	<p>【雇用調整助成金（制度概要）】 景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、<u>労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</u></p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】 (1) 休業等計画届の事後提出が可能 (2) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 (3) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 (4) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象 (5) 継続して雇用された期間が6か月未満の新規学卒者などの労働者についても助成対象 ※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日まで）の休業等については下記も適用 (6) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も休業の対象 (7) 支給限度日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日）までの休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成 > 中小企業 4/5、 > 大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ > 中小企業 9/10、 > 大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限 8,330円</p> <p>○教育訓練をした場合 > 中小企業 2,400円/日加算 > 大企業 1,800円/日加算</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999</p> <p>もっと知りたい（農業経営者の皆様へ） もっと知りたい（林業経営者の皆様へ） もっと知りたい（漁業経営者の皆様へ）</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。</p>

(2) 従業員の雇用を維持したい (2 / 2)

支援分野	支援の対象	支援の内容	所管省庁	担当及び問合せ先等
<p>小学校等の臨時休業等にかかる保護者に対する支援</p>	<p>【小学校休業等対応助成金】 臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）</u>を取得させた事業主に対して助成。 （令和2年2月27日から令和2年6月30日までの有給休暇に適用）</p>	<p><u>休暇中に支払った賃金相当額</u> × 10/10</p> <p>※1日当たり助成額上限 8,330円</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 受付時間9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>助成金においては、雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、「学校等休業助成金・支援金交付センター」への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。</p> <p>【小学校休業等対応助成金】 👉もっと知りたい</p> <p>【小学校休業等対応支援金】 👉もっと知りたい</p>
	<p>（参考）【小学校休業等対応支援金】 小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話をを行うために、<u>契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者</u></p> <p>※一定の要件あり</p>	<p>就業できなかった日について、 1日当たり4,100円（定額）</p>	<p>厚生労働省</p>	

(3) 人材を確保したい

支援分野	支援の対象	支援の内容	所管省庁	担当及び問合せ先等
<p>外国人技能実習生の雇用支援</p>	<p>【技能実習生等に対する雇用維持支援の活用】 新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習の継続困難になった技能実習生・特定技能外国人等の再就職を支援 また、技能実習生等が来日できず、人材確保に困難を来している分野への就労を促進</p>	<p>【付与される在留資格】 ・特定活動(就労可能) 【在留期間】 ・最大1年 【要件】 ・申請人の報酬額や特定技能外国人の意向などの要件あり</p>	<p>出入国在留管理庁</p>	<p>もっと知りたい</p>

(4) 経営環境を整備したい

支援分野	支援の対象	支援の内容	所管省庁	担当及び問合せ先等
<p>テレワークの導入支援</p>	<p>【IT導入補助】 中小企業者・小規模事業者において、<u>在宅勤務制度を導入するため、テレワークに利用できる業務ツール等の導入</u></p>	<p>補助額：30～450万円 補助率：1/2 (特別枠は補助率2/3(特別枠に限り、PC等のハードウェアに係るレンタル費用も補助対象)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>一般社団法人サービスデザイン推進協議会 TEL：0570-666-424</p> <p>もっと知りたい</p>
	<p>【働き方改革推進支援助成金】 (新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース) 新型コロナウイルス感染症対策として、<u>テレワークを新規で導入する中小企業事業主</u></p> <p>事業実施期間 令和2年2月17日～5月31日</p>	<p>補助上限額：100万円 補助率：1/2 (テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更等)</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>テレワーク相談センター TEL：0120-91-6479 上記のフリーダイヤルが繋がらない場合(5月31日まで) 03-5577-4724 03-5577-4734 ※ただし、通信料は発信者負担になりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。</p> <p>もっと知りたい</p>
<p>従業員の特別休暇の取得促進に向けた環境整備支援</p>	<p>【働き方改革推進支援助成金】 (職場意識改善特例コース) 感染症対策として、<u>特別休暇制度を就業規則等に整備した中小企業事業主</u></p> <p>事業実施期間 令和2年2月17日～5月31日</p>	<p>補助上限：50万円 補助率：3/4 ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成 (就業規則等の作成・変更、労務管理用機器等の購入・更新等)</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>都道府県労働局雇用環境・均等部または雇用環境・均等室</p> <p>もっと知りたい</p>

(5) 地域経済への支援

支援分野	支援の対象	支援の内容	所管省庁	担当及び問合せ先等
<p>地方公共団体によるきめ細やかな支援</p>	<p>【地方創生臨時交付金】 新型コロナウイルス感染症に対する対応、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済や住民生活の支援等の地方公共団体が地域の実情に応じて実施する事業</p>	<p>地方公共団体が作成した実施計画に記載された、①令和2年度補正予算等における国庫補助事業の地方負担分、②コロナ対策関連の地方単独事業に対して、交付限度額の範囲内で交付金を交付。</p>	<p>内閣府</p>	<p>▶もっと知りたい</p>



野菜・花き・果樹・茶生産者等が活用できる支援（1／4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
次期作に前向きに取り組む高収益作物生産者への支援	<p>【高収益作物次期作支援交付金】※1</p> <p>①次期作に前向きに取り組む、高収益作物の生産者に対し<u>種苗等の資材購入や機械レンタル等を支援</u></p> <p>②需要促進に取り組む高収益作物の生産者に対し、<u>新たな品種の導入や新たな販売契約に向けた取組を支援</u></p> <p>※1 政府の用意するセーフティネットへの加入を検討する生産者を支援</p>	<p>交付 定額</p> <p>国 → 協議会等 → 生産者（補助率）</p> <p>①5万円/10a※2</p> <p>②取組毎に2万円/10a※2</p> <p>※2 中山間地域等では支援単価を1割加算</p>	<p>農林水産省生産局園芸作物課</p> <p>TEL：03-3502-5961</p> <p>もっと知りたい 紹介動画</p>
外国人材の不足を補う代替人材による援農の掛かり増し経費を支援	<p>【農業労働力確保緊急支援事業】</p> <p>農業経験者等の代替人材が援農する際の掛かり増し経費等を支援</p>	<p>支援対象：経営体等</p> <p>補助率：定額</p> <p>事業実施主体：全国農業会議所</p>	<p>経営局就農・女性課</p> <p>TEL：03-3502-6469</p> <p>もっと知りたい 紹介動画</p>
外国人材の不足を補う代替人材の募集を支援	<p>【農業労働力確保緊急支援事業】</p> <p>人材を集めるために農業経営体や地域のJA等が取り組む、情報発信等に必要な経費を支援</p>	<p>支援対象：経営体等</p> <p>補助率：対象経費の1/2</p> <p>事業実施主体：全国農業会議所</p>	
販売促進への支援	<p>【国産農林水産物等販売促進緊急対策事業】</p> <p>インバウンドの減少や輸出の停滞等により、在庫の滞留等が生じている野菜・果実・茶・花きについて、インターネット販売を行う際の送料等を支援</p>	<p>支援対象：生産者、民間団体等</p> <p>補助率：定額</p> <p>事業実施主体：民間団体等</p>	<p>（事業全般）大臣官房政策課</p> <p>TEL：03-6744-2089</p> <p>もっと知りたい 紹介動画</p> <p>（野菜・果実）生産局園芸作物課</p> <p>TEL：03-3502-5958</p> <p>（茶）生産局地域対策官</p> <p>TEL：03-6744-2117</p> <p>（花き）生産局園芸作物課</p> <p>TEL：03-6738-6162</p>

野菜・花き・果樹・茶生産者等が活用できる支援（2 / 4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
農業法人等が行う新規就業者への実践研修等を支援	【農の雇用事業】※令和2年当初予算 49歳以下の就農希望者を新たに正社員として雇用する際の実践研修費等を助成	支援対象：経営体 補助率：定額 事業実施主体：全国農業会議所	経営局就農・女性課 TEL：03-6744-2162 ▶もっと知りたい
研修機関が行うシニア世代の就農希望者への研修等を支援	【シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業】※令和元年度補正予算 研修機関が行う50代の就農希望者に対する新規就農に向けた技術習得のための研修費用等を助成	支援対象：研修機関 補助率：定額 事業実施主体：全国農業会議所	経営局就農・女性課 TEL：03-6744-2162 ▶もっと知りたい
花きの需要喚起	【公共施設等における花きの活用拡大支援事業】 <u>空港、駅、学校、企業等における花きの活用拡大を通じた需要喚起の取組を支援</u>	定額、1/2 国 → 民間団体	生産局園芸作物課 TEL：03-6738-6162 ▶もっと知りたい ▶紹介動画
野菜等の生産、集出荷貯蔵、加工に必要な施設整備・改修等を支援	【国産農畜産物供給力強靱化対策】 産地と実需者が連携した輸入から国産への切り替え、継続的・安定的な供給に必要な共同利用施設の整備等を支援	支援対象：事業実施主体 補助率：事業費の1/2 事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等	生産局総務課生産推進室 TEL：03-3502-5945 ▶もっと知りたい ▶実施要綱・要領 ▶紹介動画
金融支援	農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置	支援対象：農業者、集落営農組織 融資機関：日本政策金融公庫、農協等民間金融機関等	経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726 ▶紹介動画

野菜・花き・果樹・茶生産者等が活用できる支援（3 / 4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人でひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者	法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内を支給。	経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183 
雇用調整助成金	<p>景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】</p> <p>(1) 休業等計画届の事後提出が可能 (2) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 (3) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 (4) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象 (5) 継続して雇用された期間が6か月未満の新規学卒者などの労働者についても助成対象</p> <p>※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日まで）の休業等については下記も適用</p> <p>(6) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も休業の対象 (7) 支給限度日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日）までの休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成 >中小企業 4/5、 >大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ >中小企業 9/10、 >大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限 8,330円</p> <p>○教育訓練をした場合 >中小企業 2,400円/日加算 >大企業 1,800円/日加算</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999 </p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要であり、受付は各都道府県地域拠点 <提出先はこちらから></p>

野菜・花き・果樹・茶生産者等が活用できる支援（4 / 4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
小学校休業等対応助成金	<p>コロナの影響で臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して助成（令和2年2月27日から令和2年6月30日まで）</p>	<p>助成率：休暇中に支払った賃金相当額×10/10</p> <p>※1日当たり助成額上限 8,330円</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター(0120-60-3999)</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要であり、受付は各都道府県地域拠点 <提出先はこちらから></p>

肉用牛生産者が活用できる支援（1 / 4）

支援分野	支援の内容	事業の流れ	担当及び問合せ先
経営体質の強化	<p>【肥育牛経営等緊急支援特別対策事業のうち肥育生産支援（ALIC事業）】</p> <p>経営体質の強化に資する取組メニューに取り組んだ場合、<u>出荷頭数に応じて奨励金を交付</u></p> <p>取組メニュー</p> <p>①飼料分析 ②血液分析 ③肉質分析 ④畜舎環境 ⑤経費分析</p>	<p>定額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2万円/頭（2つ以上のメニューに取り組んだ場合） ・ 4万円/頭（枝肉価格が前年同月比30%下落し、3つ以上のメニューに取り組んだ場合） ・ 5万円/頭（枝肉価格が前年同月比40%下落し、3つ以上のメニューに取り組んだ場合） <p>ALIC → 民間団体 → 生産者集団 → 畜産農家</p>	<p>生産局畜産企画課 TEL:03-3502-0874</p> <p>もっと知りたい 実施要綱・要領 紹介動画</p>
肥育牛の計画出荷の支援	<p>【肥育牛経営等緊急支援特別対策事業のうち計画出荷支援（ALIC事業）】</p> <p>生産者集団が、やむを得ずまとまって出荷時期を調整し、<u>計画的に出荷を行う場合、その出荷頭数に応じて、掛かり増し経費を交付</u></p>	<p>定額</p> <p>ALIC → 民間団体 → 生産者集団</p>	<p>生産局畜産企画課 TEL:03-3502-0874</p> <p>もっと知りたい 実施要綱・要領 紹介動画</p>
肉用子牛の計画出荷の支援	<p>【肉用子牛流通円滑化緊急対策事業（ALIC事業）】</p> <p>生産者団体が策定した計画に基づいて、生産者がやむを得ず肉用子牛の出荷時期の調整を行う場合、計画出荷に伴う掛かり増し経費（飼料費等）を支援</p>	<p>定額</p> <p>ALIC→民間団体→ 生産者団体等→畜産農家</p>	<p>生産局食肉鶏卵課 TEL：03-3502-5989</p> <p>もっと知りたい 実施要綱・要領 紹介動画</p>

肉用牛生産者が活用できる支援（2 / 4）

支援分野	支援の内容	事業の流れ	担当及び問合せ先
資金繰りの支援	<p>【肥育牛経営等緊急支援特別対策事業】 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の生産者負担金の納付猶予（実質免除）（国費分（3/4）の交付）</p>	—	生産局畜産企画課 TEL:03-3502-0874 ▶もっと知りたい ▶実施要綱・要領 ▶紹介動画
	<p>畜産特別資金の緊急貸付けとして、通常の貸付日（5月末日及び11月末日）に加え、当面の間、毎月末日を貸付日として、緊急的に融通</p>	—	生産局畜産企画課 TEL:03-3501-1083 ▶もっと知りたい ▶実施要綱(本体) ▶実施要綱(様式) ▶紹介動画
新型コロナウイルス感染症が発生した畜産農場等への代替要員の派遣等を支援	<p>【新型コロナウイルス感染症の発生畜産農場等における経営継続対策事業（ALIC事業）】 ①発生農場の事業継続のための代替要員等の派遣を支援 ②発生農場の事業継続を図るため、その家畜を公共牧場等に緊急避難させるための経費を支援 ③発生農場の清浄化や感染拡大防止のための消毒等に係る経費を支援</p>	定額 定額 ALIC → 民間団体 → 生産者集団等	生産局畜産企画課 TEL:03-3502-0874 ▶もっと知りたい ▶実施要綱(本体) ▶(別添)肉用牛 ▶紹介動画

肉用牛生産者が活用できる支援（3 / 4）

支援分野	支援の内容	事業の流れ	担当及び問合せ先
金融支援	農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置	日本政策金融公庫や農協等民間金融機関等が融資	経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726 紹介動画
農業法人等が行う新規就業者への実践研修等を支援	【農の雇用事業】※令和2年当初予算49歳以下の就農希望者を新たに正社員として雇用する際の実践研修費等を助成	支援対象：経営体 補助率：定額 事業実施主体：全国農業会議所	経営局就農・女性課 TEL：03-6744-2162 もっと知りたい
研修機関が行うシニア世代の就農希望者への研修等を支援	【シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業】※令和元年度補正予算研修機関が行う50代の就農希望者に対する新規就農に向けた技術習得のための研修費用等を助成	支援対象：研修機関 補助率：定額 事業実施主体：全国農業会議所	経営局就農・女性課 TEL：03-6744-2162 もっと知りたい
持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人で <u>ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者</u>	<u>法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内</u> を支給	経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183 もっと知りたい

肉用牛生産者が活用できる支援（4 / 4）

支援分野	支援の内容	事業の流れ	担当及び問合せ先
雇用調整助成金	<p>景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、<u>労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</u></p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】</p> <p>(1) 休業等計画届の事後提出が可能 (2) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 (3) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 (4) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象 (5) 継続して雇用された期間が6か月未満の新規学卒者などの労働者についても助成対象</p> <p>※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日まで）の休業等については下記も適用</p> <p>(6) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も休業の対象 (7) 支給限度日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日）までの休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成 >中小企業 4/5、 >大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ >中小企業 9/10、 >大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限 8,330円</p> <p>○教育訓練をした場合 >中小企業 2,400円/日加算 >大企業 1,800円/日加算</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999</p> <p style="text-align: right;">もっと知りたい</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要であり、受付は各都道府県地域拠点 <提出先はこちらから></p>
小学校休業等対応助成金	<p>コロナの影響で臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して助成（令和2年2月27日から令和2年6月30日まで）</p>	<p>助成率：休暇中に支払った賃金相当額×10/10</p> <p>※1日当たり助成額上限 8,330円</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター（0120-60-3999）</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要であり、受付は各都道府県地域拠点 <提出先はこちらから></p>

酪農生産者が活用できる支援（1／3）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>新型コロナウイルス感染症が発生した畜産農場等への代替要員の派遣等を支援</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症の発生畜産農場等における経営継続対策事業（ALIC事業）】 ①発生農場の事業継続のための代替要員(酪農ヘルパーを含む)等の派遣を支援 ②発生農場の事業継続を図るため、その家畜を公共牧場等に緊急避難させるための経費を支援 ③発生農場の清浄化や感染拡大防止のための消毒等に係る経費を支援 ④乳業工場の処理能力の低下等により出荷できなくなった生乳に対して支援</p>	<p>支援対象：生産者集団等 補助率：定額 事業実施主体：民間団体</p>	<p>生産局牛乳乳製品課 TEL：03-3502-5988</p> <p>もっと知りたい 実施要綱(本体) (別添)乳用牛</p>
<p>金融支援</p>	<p>農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置</p>	<p>日本政策金融公庫や農協等民間金融機関等が融資</p>	<p>経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726</p> <p>紹介動画</p>
	<p>畜産特別資金の緊急貸付けとして、通常の貸付日（5月末日及び11月末日）に加え、当面の間、毎月末日を貸付日として、緊急的に融通</p>	<p>—</p>	<p>生産局畜産企画課 TEL:03-3501-1083</p> <p>もっと知りたい 実施要綱(本体) 実施要綱(様式) 紹介動画</p>

酪農生産者が活用できる支援（2 / 3）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
農業法人等が行う新規就業者への実践研修等を支援	【農の雇用事業】※令和2年当初予算 49歳以下の就農希望者を新たに正社員として雇用する際の実践研修費等を助成	支援対象：経営体 補助率：定額 事業実施主体：全国農業会議所	経営局就農・女性課 TEL：03-6744-2162 ▶もっと知りたい
研修機関が行うシニア世代の就農希望者への研修等を支援	【シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業】※令和元年度補正予算 研修機関が行う50代の就農希望者に対する新規就農に向けた技術習得のための研修費用等を助成	支援対象：研修機関 補助率：定額 事業実施主体：全国農業会議所	経営局就農・女性課 TEL：03-6744-2162 ▶もっと知りたい
外国人材の不足を補う代替人材による援農の掛かり増し経費を支援	【農業労働力確保緊急支援事業】 農業経験者等の代替人材が援農する際の掛かり増し経費等を支援	支援対象：経営体等 補助率：定額 事業実施主体：全国農業会議所	経営局就農・女性課 TEL：03-3502-6469 ▶もっと知りたい ▶紹介動画
外国人材の不足を補う代替人材の募集を支援	【農業労働力確保緊急支援事業】 人材を集めるために農業経営体や地域のJA等が取り組む、情報発信等に必要経費を支援	支援対象：経営体等 補助率：対象経費の1/2 事業実施主体：全国農業会議所	
持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人で <u>ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者</u>	法人は200万円以内、 <u>個人事業者は100万円以内</u> を支給	経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183 ▶もっと知りたい

酪農生産者が活用できる支援（3 / 3）

支援分野	支援の内容	事業の流れ	担当及び問合せ先
雇用調整助成金	<p>景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、<u>労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</u></p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】</p> <p>(1) 休業等計画届の事後提出が可能 (2) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 (3) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 (4) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象 (5) 継続して雇用された期間が6か月未満の新規学卒者などの労働者についても助成対象 ※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日まで）の休業等については下記も適用 (6) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も休業の対象 (7) 支給限度日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日）までの休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成 >中小企業 4/5、 >大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ >中小企業 9/10、 >大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限 8,330円</p> <p>○教育訓練をした場合 >中小企業 2,400円/日加算 >大企業 1,800円/日加算</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999</p> <p style="text-align: right;">もっと知りたい</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要であり、受付は各都道府県地域拠点 <提出先はこちらから></p>
小学校休業等対応助成金	<p>コロナの影響で臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して助成（令和2年2月27日から令和2年6月30日まで）</p>	<p>助成率：休暇中に支払った賃金相当額×10/10</p> <p>※1日当たり助成額上限 8,330円</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター（0120-60-3999） 雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要であり、受付は各都道府県地域拠点 <提出先はこちらから></p>

その他畜産生産者等が活用できる支援（1／3）

支援分野	支援の内容	事業の流れ	担当及び問合せ先
新型コロナウイルス感染症が発生した畜産農場等への代替要員の派遣等を支援	<p>【新型コロナウイルス感染症の発生畜産農場等における経営継続対策事業（ALIC事業）】</p> <p>養豚・家きん経営の発生農場や飼料生産組織の事業継続のための代替要員の派遣等を支援</p> <p>養豚・家きん経営の発生農場や飼料生産組織の清浄化・感染拡大防止のための消毒等に係る経費を支援</p>	<p>定額 定額</p> <p>ALIC → 民間団体 → 生産者集団等</p>	<p>豚、家きん：生産局畜産振興課</p> <p>TEL：03-3591-3656</p> <p>飼料生産組織：生産局飼料課</p> <p>TEL：03-3502-5993</p> <p>もっと知りたい</p> <p>実施要綱 (別添)養豚</p> <p>(別添)家きん</p> <p>(別添)飼料生産組織</p>
金融支援	<p>【肥育牛経営等緊急支援特別対策事業】</p> <p>畜産特別資金（大家畜・養豚）の緊急貸付けとして、通常の貸付日（5月末日及び11月末日）に加え、<u>当面の間、毎月末日を貸付日として、緊急的に融通</u></p>	—	<p>生産局畜産企画課</p> <p>TEL:03-3501-1083</p> <p>もっと知りたい</p> <p>実施要綱(本体) 実施要綱(様式)</p> <p>紹介動画</p>
	<p>農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置</p>	<p>支援対象：農業者、集落営農組織</p> <p>融資機関：日本政策金融公庫、農協等民間金融機関等</p>	<p>経営局金融調整課</p> <p>TEL：03-3501-3726</p> <p>紹介動画</p>
持続化給付金	<p>中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、<u>その他各種法人でひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者</u></p>	<p><u>法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内</u>を支給</p>	<p>経済産業省</p> <p>中小企業金融・給付金相談窓口</p> <p>TEL：0570-78-3183</p> <p>もっと知りたい</p>

その他畜産生産者等が活用できる支援（2 / 3）

支援分野	支援の内容	事業の流れ	担当及び問合せ先
農業法人等が行う新規就業者への実践研修等を支援	【農の雇用事業】※令和2年当初予算 49歳以下の就農希望者を新たに正社員として雇用する際の実践研修費等を助成	支援対象：経営体 補助率：定額 事業実施主体：全国農業会議所	経営局就農・女性課 TEL：03-6744-2162 もっと知りたい
研修機関が行うシニア世代の就農希望者への研修等を支援	【シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業】※令和元年度補正予算 研修機関が行う50代の就農希望者に対する新規就農に向けた技術習得のための研修費用等を助成	支援対象：研修機関 補助率：定額 事業実施主体：全国農業会議所	経営局就農・女性課 TEL：03-6744-2162 もっと知りたい
外国人材の不足を補う代替人材による援農の掛かり増し経費を支援	【農業労働力確保緊急支援事業】 農業経験者等の代替人材が援農する際の掛かり増し経費等を支援	支援対象：経営体等 補助率：定額 事業実施主体：全国農業会議所	経営局就農・女性課 TEL：03-3502-6469 もっと知りたい 紹介動画
外国人材の不足を補う代替人材の募集を支援	【農業労働力確保緊急支援事業】 人材を集めるために農業経営体や地域のJA等が取り組む、情報発信等に必要経費を支援	支援対象：経営体等 補助率：対象経費の1/2 事業実施主体：全国農業会議所	

その他畜産生産者等が活用できる支援（3／3）

支援分野	支援の内容	事業の流れ	担当及び問合せ先
雇用調整助成金	<p>景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、<u>労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</u></p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】</p> <p>(1) 休業等計画届の事後提出が可能 (2) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 (3) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 (4) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象 (5) 継続して雇用された期間が6か月未満の新規学卒者などの労働者についても助成対象</p> <p>※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日まで）の休業等については下記も適用</p> <p>(6) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も休業の対象 (7) 支給限度日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日）までの休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成 >中小企業 4/5、 >大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ >中小企業 9/10、 >大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限 8,330円</p> <p>○教育訓練をした場合 >中小企業 2,400円/日加算 >大企業 1,800円/日加算</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999</p> <p style="text-align: right;">もっと知りたい</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要であり、受付は各都道府県地域拠点 <提出先はこちらから></p>
小学校休業等対応助成金	<p>コロナの影響で臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して助成（令和2年2月27日から令和2年6月30日まで）</p>	<p>助成率：休暇中に支払った賃金相当額×10/10</p> <p>※1日当たり助成額上限 8,330円</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター（0120-60-3999）</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要であり、受付は各都道府県地域拠点 <提出先はこちらから></p>

米生産者が活用できる支援(1/3)

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>コメ・コメ加工品の生産ライン整備等を支援</p>	<p>【コメ・コメ加工品輸出拡大緊急対策事業】 ①パックご飯の製造ラインや輸出を継続・拡大するための保管施設等の整備を支援 ②パックご飯等コメ・コメ加工品の海外市場開拓の取組を支援</p>	<p>① 支援対象：食品製造業者等 補助率：対象経費の1/2以内 事業実施主体：都道府県 ② 支援対象：事業者 補助率：定額、対象経費の1/2以内 事業実施主体：国</p>	<p>①政策統括官付穀物課 TEL：03-6744-2108 ②政策統括官付農産企画課 E-mail： kome_yusyutu@maff.go.jp TEL：03-6738-6069</p> <p>▶もっと知りたい</p>
<p>農業法人等が行う新規就業者への実践研修等を支援</p>	<p>【農の雇用事業】 ※令和2年当初予算 49歳以下の就農希望者を新たに正社員として雇用する際の実践研修費等を助成</p>	<p>支援対象：経営体 補助率：定額 事業実施主体：全国農業会議所</p>	<p>経営局就農・女性課 TEL：03-6744-2162</p> <p>▶もっと知りたい</p>

米生産者が活用できる支援(2/3)

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
研修機関が行うシニア世代の就農希望者への研修等を支援	【シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業】※令和元年度補正予算 研修機関が行う50代の就農希望者に対する新規就農に向けた技術習得のための研修費用等を助成	支援対象：研修機関 補助率：定額 事業実施主体：全国農業会議所	経営局就農・女性課 TEL：03-6744-2162 ▶もっと知りたい
金融支援	農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置	支援対象：農業者、集落営農組織 融資機関：日本政策金融公庫、農協等民間金融機関等	経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726 ▶紹介動画
持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人で <u>ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者</u>	<u>法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内</u> を支給	経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183 ▶もっと知りたい

米生産者が活用できる支援(3/3)

支援分野	支援の内容	事業の流れ	担当及び問合せ先
雇用調整助成金	<p>景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、<u>労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</u></p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】</p> <p>(1) 休業等計画届の事後提出が可能 (2) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 (3) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 (4) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象 (5) 継続して雇用された期間が6か月未満の新規学卒者などの労働者についても助成対象 ※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日まで）の休業等については下記も適用 (6) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も休業の対象 (7) 支給限度日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日）までの休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成 >中小企業 4/5、 >大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ >中小企業 9/10、 >大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限 8,330円</p> <p>○教育訓練をした場合 >中小企業 2,400円/日加算 >大企業 1,800円/日加算</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999</p> <p>もっと知りたい</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要であり、受付は各都道府県地域拠点 <提出先はこちらから></p>
小学校休業等対応助成金	<p>コロナの影響で臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して助成（令和2年2月27日から令和2年6月30日まで）</p>	<p>助成率：休暇中に支払った賃金相当額×10/10</p> <p>※1日当たり助成額上限 8,330円</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター（0120-60-3999）</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要であり、受付は各都道府県地域拠点 <提出先はこちらから></p>

麦・豆類生産者が活用できる支援（1 / 3）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備	【国産農畜産物供給力強靱化対策】 産地と実需者が連携した輸入から国産への切り替え、 <u>継続的・安定的な供給に必要な共同利用施設の整備等を支援</u>	定額 1/2 国 → 都道府県 → 都道府県市町村 農業者の組織する団体 等	生産局総務課生産推進室 TEL：03-3502-5945 ▶もっと知りたい ▶実施要綱・要領 ▶紹介動画
外国人材の不足を補う代替人材による援農の掛かり増し経費を支援	【農業労働力確保緊急支援事業】 農業経験者等の代替人材が援農する際の掛かり増し経費等を支援	支援対象：経営体等 補助率：定額 事業実施主体：全国農業会議所	経営局就農・女性課 TEL：03-3502-6469 ▶もっと知りたい ▶紹介動画
外国人材の不足を補う代替人材の募集を支援	【農業労働力確保緊急支援事業】 人材を集めるために農業経営体や地域のJA等が取り組む、情報発信等に必要な経費を支援	支援対象：経営体等 補助率：対象経費の1/2 事業実施主体：全国農業会議所	
農業法人等が行う新規就業者への実践研修等を支援	【農の雇用事業】※令和2年当初予算 49歳以下の就農希望者を新たに正社員として雇用する際の実践研修費等を助成	支援対象：経営体 補助率：定額 事業実施主体：全国農業会議所	経営局就農・女性課 TEL：03-6744-2162 ▶もっと知りたい

麦・豆類生産者が活用できる支援（2／3）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
研修機関が行うシニア世代の就農希望者への研修等を支援	【シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業】※令和元年度補正予算 研修機関が行う50代の就農希望者に対する新規就農に向けた技術習得のための研修費用等を助成	支援対象：研修機関 補助率：定額 事業実施主体：全国農業会議所	経営局就農・女性課 TEL：03-6744-2162 ▶もっと知りたい
金融支援	農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置	支援対象：農業者、集落営農組織 融資機関：日本政策金融公庫、農協等民間金融機関等	経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726 ▶紹介動画
持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人で <u>ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者</u>	法人は200万円以内、 <u>個人事業者は100万円以内</u> を支給	経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183 ▶もっと知りたい

麦・豆類生産者が活用できる支援（3 / 3）

支援分野	支援の内容	事業の流れ	担当及び問合せ先
雇用調整助成金	<p>景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、<u>労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</u></p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】</p> <p>(1) 休業等計画届の事後提出が可能 (2) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 (3) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 (4) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象 (5) 継続して雇用された期間が6か月未満の新規学卒者などの労働者についても助成対象 ※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日まで）の休業等については下記も適用 (6) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も休業の対象 (7) 支給限度日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日）までの休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成 >中小企業 4/5、 >大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ >中小企業 9/10、 >大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限 8,330円</p> <p>○教育訓練をした場合 >中小企業 2,400円/日加算 >大企業 1,800円/日加算</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999</p> <p style="text-align: right;">もっと知りたい</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要であり、受付は各都道府県地域拠点 <提出先はこちらから></p>
小学校休業等対応助成金	<p>コロナの影響で臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して助成（令和2年2月27日から令和2年6月30日まで）</p>	<p>助成率：休暇中に支払った賃金相当額×10/10</p> <p>※1日当たり助成額上限 8,330円</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター（0120-60-3999）</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要であり、受付は各都道府県地域拠点 <提出先はこちらから></p>

林業・木材産業者が活用できる支援（1／2）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
木材の利用促進	【国産農林水産物等販売促進緊急対策】 公共施設等の木造化・木質化等を支援	支援対象：民間団体等 補助率：定額 事業実施主体：民間団体	林野庁木材利用課 TEL：03-6744-2120 もっと知りたい 紹介動画
原木の一時保管に要する費用の支援	【輸出原木保管等緊急支援事業】 滞留している輸出向け原木の一時保管費用等を支援	支援対象：林業経営体等 補助率：定額 事業実施主体：(一社)全国木材組合連合会	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2292 もっと知りたい 紹介動画
大径原木加工施設の整備	【大径原木加工施設整備緊急対策】 行き場のなくなった大径原木を有効活用し、付加価値の高い木材製品に転換するための加工施設の整備を支援	支援対象：木材関連事業者等 補助率：定額（1/2以内） 事業実施主体：都道府県	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2290 もっと知りたい
金融支援	農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置	支援対象：林業者等 事業実施主体：(株)日本政策金融公庫、全国木材協同組合連合会、(独)農林漁業信用基金	林野庁企画課 TEL：03-3502-8037 もっと知りたい 紹介動画
持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人で <u>ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者</u>	<u>法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内を支給</u>	経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183 もっと知りたい

林業・木材産業者が活用できる支援（2 / 2）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
雇用調整助成金	<p>景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、<u>労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</u></p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】</p> <p>(1) 休業等計画届の事後提出が可能 (2) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 (3) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 (4) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象 (5) 継続して雇用された期間が6か月未満の新規学卒者などの労働者についても助成対象</p> <p>※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日まで）の休業等については下記も適用</p> <p>(6) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も休業の対象 (7) 支給限度日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日）までの休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成 ➢中小企業 4/5、 ➢大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ ➢中小企業 9/10、 ➢大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限8,330円</p> <p>○教育訓練をした場合 ➢中小企業 2,400円/日加算 ➢大企業 1,800円/日加算</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999</p> <p>▶もっと知りたい（農業経営者の皆様へ） ▶もっと知りたい（林業経営者の皆様へ）</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、林野庁が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要</p> <p><提出先> 林野庁林政部経営課 林業労働対策室（郵送のみ） 住所：〒100-8952 千代田区霞が関1-2-1 TEL：03-6744-0483</p>

漁業・漁業者団体等・水産加工業者が活用できる支援（1／2）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
魚価の下落により収入減少した漁業者の経営支援	【漁業収入安定対策事業】 ①収入が減少した漁業者の経営を支えるため、積立ぶらすの基金を積み増し ②併せて、積立ぶらすについて、漁業者の自己積立金の仮払い、契約時の自己積立金の積立猶予を措置	支援対象：漁業者 積立金負担割合：漁業者と国の積立金の負担割合は1：3 事業実施主体：漁業共済組合連合会	水産庁漁業保険管理官 TEL：03-6744-2356 ▶もっと知りたい ▶実施要綱・要領 ▶紹介動画
漁業・水産加工業者における労働力の確保を支援	【水産業労働力確保緊急支援事業】 人手不足となった漁業・水産加工業の経営体が作業経験者等を雇用する際の掛り増し賃金などや、遠洋漁船における外国人船員の継続雇用等に要する掛り増し経費を支援	支援対象：漁業者等 補助率：対象経費の1/2 事業実施主体：民間団体等	（漁業者向け） 水産庁企画課 TEL：03-6744-2340 （水産加工業者向け） 水産庁加工流通課 TEL：03-6744-2349 （外国人船員向け） 水産庁国際課 TEL：03-6744-2364 ▶もっと知りたい ▶紹介動画
水産物の販売促進	【国産農林水産物等販売促進緊急対策事業】 インバウンドの減少や輸出の停滞等により、在庫の滞留等が生じている水産物について、インターネット販売を行う際の送料等を支援	支援対象：漁業者、民間団体等 補助率：定額 事業実施主体：民間団体等	水産庁栽培養殖課 TEL：03-3501-3848 ▶紹介動画
水産物の一時保管に要する費用の支援	【特定水産物供給平準化事業（新型コロナウイルス感染症緊急対応）】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける水産物の買取、保管等の費用を支援	支援対象：漁業者団体等 補助率：定額、対象経費の1/2 事業実施主体：民間団体	水産庁加工流通課 TEL：03-6744-2350 ▶もっと知りたい ▶紹介動画

漁業・漁業者団体等・水産加工業者が活用できる支援（2／2）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
金融支援	農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置	支援対象：漁業者 融資機関：日本政策金融公庫、 漁協等民間金融機関	水産庁水産経営課 TEL：03-6744-2347 ▶もっと知りたい ▶紹介動画
持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人で <u>1ヶ月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者</u>	<u>法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内を支給</u>	経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183 ▶もっと知りたい
雇用調整助成金	景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、 <u>休業手当、賃金等の一部を助成する制度</u> 【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】 (1) 休業等計画届の事後提出が可能 (2) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 (3) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 (4) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象 (5) 継続して雇用された期間が6か月未満の新規学卒者などの労働者についても助成対象 ※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日まで）の休業等については下記も適用 (6) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も休業の対象 (7) 支給限度日数（100日）とは別に活用可能	【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日）までの休業等に適用される助成率・加算額】 ○休業手当に対する助成 ➢中小企業 4/5、 ➢大企業 2/3 ○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ ➢中小企業 9/10、 ➢大企業 3/4 など ※1日当たり助成額上限8,330円 ○教育訓練をした場合 ➢中小企業 2,400円/日加算 ➢大企業 1,800円/	最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999 ▶もっと知りたい（農業経営者の皆様へ） ▶もっと知りたい（漁業経営者の皆様へ） 雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、水産庁が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要 <提出先> 水産庁漁政部企画課 漁業労働班（郵送のみ） 住所：〒100-8907 千代田区霞が関1-2-1 TEL：03-6744-2340



外食事業者が活用できる支援（1 / 4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
国産農林水産物を活用したデリバリー等への取組	<p>【国産農林水産物等販売促進緊急対策事業】</p> <p>インバウンドの減少や輸出の停滞等により在庫の滞留等が生じている品目（牛肉、果物、林水産物等）を活用して、飲食店がデリバリーや店頭販売（テイクアウト）等に取り組むために新メニュー開発を行う際に、当該品目に係る原材料費等を支援</p>	<p>支援対象：民間団体等</p> <p>補助率：定額、対象経費の1/2以内</p> <p>事業実施主体：民間団体等</p>	<p>大臣官房政策課</p> <p>TEL：03-6744-2089</p> <p>もっと知りたい 紹介動画</p>
輸出等の新規需要獲得のための加工食品・外食メニューの開発、原料切替に伴う経費等を支援	<p>【輸出等新規需要獲得事業】</p> <p>①安定調達可能な原料への切替による加工食品・外食メニューの開発・実証試験・マーケティング調査・施設整備等を支援</p> <p>②長期調達契約を締結した食品製造事業者・外食事業者等に対して、安定調達可能な原料の切替に伴う経費を支援</p>	<p>支援対象：食品事業者等</p> <p>補助率：対象経費の1/2以内</p> <p>事業実施主体：民間団体等</p>	<p>食料産業局食品製造課</p> <p>TEL：03-6744-7180</p> <p>もっと知りたい</p>

外食事業者が活用できる支援（2 / 4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
飲食店の需要喚起	<p>【Go To Eatキャンペーン】 期間限定の官民一体型需要喚起キャンペーン「Go To キャンペーン」の一環として、<u>オンライン予約・来店した利用者へのポイント付与、プレミアム付食事券の発行を実施</u></p>	<p>支援対象：民間事業者（オンライン予約サイト運営者・食事券発行事業者） 補助率：委託等 事業実施主体：民間事業者（キャンペーン事務局）</p>	<p>食料産業局食品製造課外食産業室 TEL：03-6744-7177 E-mail：gaishoku@maff.go.jp</p> <p>▶もっと知りたい ▶紹介動画</p>
衛生管理・空気換気設備等の導入、店舗の改装を支援	<p>【外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業】 訪日外国人が衛生的な店舗を利用できるよう、<u>衛生管理・空気換気設備等の導入や店舗の改装等を支援</u></p>	<p>支援対象：外食事業者等 補助率：対象経費の1/2 事業実施主体：都道府県</p>	<p>食料産業局食品製造課外食産業室 TEL：03-6744-7177 E-mail：gaishoku@maff.go.jp</p> <p>▶もっと知りたい ▶紹介動画</p>
債務保証	<p>【中堅外食事業者資金融通円滑化事業】 <u>債務保証による信用力強化、既往の債務保証先の返済不能の際の代位弁済により中堅・大手外食事業者を支援</u></p>	<p>支援対象：中堅・大手外食事業者 支援内容：債務保証・代位弁済 事業実施主体：(一社)日本フードサービス協会</p>	<p>食料産業局食品製造課外食産業室 TEL：03-6744-7177 E-mail：gaishoku@maff.go.jp</p> <p>▶もっと知りたい ▶紹介動画</p>

外食事業者が活用できる支援（3 / 4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人で <u>ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者</u>	法人は200万円以内、 <u>個人事業者は100万円以内</u> を支給	経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183 
雇用調整助成金	<p>景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、<u>労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</u></p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】</p> <p>(1) 休業等計画届の事後提出が可能 (2) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 (3) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 (4) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象 (5) 継続して雇用された期間が6か月未満の新規学卒者などの労働者についても助成対象</p> <p>※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日まで）の休業等については下記も適用</p> <p>(6) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も休業の対象 (7) 支給限度日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日）までの休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成 >中小企業 4/5、 >大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ >中小企業 9/10、 >大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限8,330円</p> <p>○教育訓練をした場合 >中小企業 2,400円/日加算 >大企業 1,800円/</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999 </p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要であり、受付は各都道府県地域拠点 <提出先は<u>こちらから</u>></p>

外食事業者が活用できる支援（4 / 4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
小学校休業等 対応助成金	コロナの影響で臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して助成（令和2年2月27日から令和2年6月30日まで）	助成率：休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※1日当たり助成額上限 8,330円	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター(0120-60-3999) 雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要であり、受付は各都道府県地域拠点 <提出先は こちら から>

食品製造事業者が活用できる支援（1 / 3）

支援分野	支援の内容	事業の流れ	担当及び問合せ先等
輸出商流の変化に対応した製造設備等の整備・導入等を支援	【輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業】 冷凍食品等の家庭食用化を進めるための製造ラインや保冷庫の整備、小分け機などの設備の整備や導入を支援	支援対象：食品事業者等 補助率：対象経費の1/2 事業実施主体：都道府県等	食料産業局輸出先国規制対策課 TEL：03-6744-7184 もっと知りたい 実施要綱・要領 紹介動画
輸出等の新規需要獲得のための加工食品・外食メニューの開発、原料切替に伴う経費支援等	【輸出等新規需要獲得事業】 ①安定調達可能な原料への切替による加工食品・外食メニューの開発・実証試験・マーケティング調査・施設整備等を支援 ②長期調達契約を締結した食品製造事業者・外食事業者等に対して、安定調達可能な原料の切替に伴う経費を支援	支援対象：食品事業者等 補助率：対象経費の1/2以内 事業実施主体：民間団体等	食料産業局食品製造課 TEL：03-6744-7180 もっと知りたい
コメ・コメ加工品の生産ライン整備等を支援	【コメ・コメ加工品輸出拡大緊急対策事業】 ①パックご飯の製造ラインや輸出を継続・拡大するための保管施設等の整備を支援 ②パックご飯等コメ・コメ加工品の海外市場開拓の取組を支援	① 支援対象：食品製造業者等 補助率：対象経費の1/2以内 事業実施主体：都道府県 ② 支援対象：事業者 補助率：定額、 対象経費の1/2以内 事業実施主体：国	①政策統括官付穀物課 TEL：03-6744-2108 ②政策統括官付農産企画課 E-mail： kome_yusyutu@maff.go.jp TEL：03-6738-6069 もっと知りたい

食品製造事業者が活用できる支援（2 / 3）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備	【国産農畜産物供給力強靱化対策】 産地と実需者が連携した輸入から国産への切り替え、 <u>継続的・安定的な供給に必要な共同利用施設の整備等を支援</u>	定額 1/2 国 → 都道府県 → 都道府県市町村 農業者の組織する団体等	生産局総務課生産推進室 TEL：03-3502-5945 もっと知りたい 実施要綱・要領 紹介動画
脱脂粉乳の業務用から飼料用等への仕向先の変更を支援	【生乳需給改善促進事業（ALIC事業）】 乳業団体や生産者団体等が、 <u>脱脂粉乳を飼料用等の需要がある分野で活用する取組を支援</u>	支援対象：乳業者 補助率：定額 事業実施主体：乳業者団体 支援対象：生産者団体 補助率：定額 事業実施主体：生産者団体	生産局牛乳乳製品課 TEL：03-3502-5988 03-6744-2128 もっと知りたい 実施要綱・要領 紹介動画
持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、 <u>その他各種法人でひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者</u>	<u>法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内を支給</u>	経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183 もっと知りたい

食品製造事業者が活用できる支援（3 / 3）

支援分野	支援の内容	事業の流れ	担当及び問合せ先
雇用調整助成金	<p>景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、<u>労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</u></p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】</p> <p>(1) 休業等計画届の事後提出が可能 (2) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 (3) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 (4) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象 (5) 継続して雇用された期間が6か月未満の新規学卒者などの労働者についても助成対象 ※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日まで）の休業等については下記も適用 (6) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も休業の対象 (7) 支給限度日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日）までの休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成 >中小企業 4/5、 >大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ >中小企業 9/10、 >大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限 8,330円</p> <p>○教育訓練をした場合 >中小企業 2,400円/日加算 >大企業 1,800円/日加算</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999</p> <p style="text-align: right;">もっと知りたい</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要であり、受付は各都道府県地域拠点 <提出先はこちらから></p>
小学校休業等対応助成金	<p>コロナの影響で臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して助成（令和2年2月27日から令和2年6月30日まで）</p>	<p>助成率：休暇中に支払った賃金相当額×10/10</p> <p>※1日当たり助成額上限 8,330円</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター（0120-60-3999） 雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要であり、受付は各都道府県地域拠点 <提出先はこちらから></p>

中間事業者が活用できる支援（1 / 2）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備	【国産農畜産物供給力強靱化対策】 産地と実需者が連携した輸入から国産への切り替え、 <u>継続的・安定的な供給に必要な共同利用施設の整備等を支援</u>	定額 1/2 国 → 都道府県 → 都道府県市町村 農業者の組織する団体 等	生産局総務課生産推進室 TEL：03-3502-5945 もっと知りたい 実施要綱・要領 紹介動画
持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、 <u>その他各種法人でひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者</u>	<u>法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内を支給</u>	経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183 もっと知りたい



中間事業者が活用できる支援（2 / 2）

支援分野	支援の内容	事業の流れ	担当及び問合せ先
雇用調整助成金	<p>景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、<u>労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</u></p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】</p> <p>(1) 休業等計画届の事後提出が可能 (2) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 (3) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 (4) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象 (5) 継続して雇用された期間が6か月未満の新規学卒者などの労働者についても助成対象 ※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日まで）の休業等については下記も適用 (6) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も休業の対象 (7) 支給限度日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日）までの休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成 >中小企業 4/5、 >大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ >中小企業 9/10、 >大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限 8,330円</p> <p>○教育訓練をした場合 >中小企業 2,400円/日加算 >大企業 1,800円/日加算</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999</p> <p>もっと知りたい</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要であり、受付は各都道府県地域拠点 <提出先はこちらから></p>
小学校休業等対応助成金	<p>コロナの影響で臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して助成（令和2年2月27日から令和2年6月30日まで）</p>	<p>助成率：休暇中に支払った賃金相当額×10/10</p> <p>※1日当たり助成額上限 8,330円</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター（0120-60-3999）</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要であり、受付は各都道府県地域拠点 <提出先はこちらから></p>

流通事業者が活用できる支援（1／3）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
和牛肉の在庫解消	【和牛肉保管在庫支援緊急対策事業（ALIC事業）】 和牛肉の在庫の解消を図るため、販売促進計画を作成した食肉卸売業者に対し、本年2月に遡って保管経費を支援するとともに、同計画に基づく販売実績に応じて奨励金を交付	支援対象：食肉卸売事業者 補助率：定額 事業実施主体：食肉事業者団体	生産局食肉鶏卵課 TEL：03-3502-5989 もっと知りたい 実施要綱・要領 紹介動画
牛肉の販売促進	【国産農林水産物等販売促進緊急対策事業】 出荷量の減少や価格の下落等の影響を受けた和牛肉等の需要喚起を図るため、 ①学校給食への提供を含む、食育活動を行う際の食材費 ②外食産業等での新商品開発や、観光業と連携した地域おこしキャンペーンを行う際に使用する原材料費等を支援	① 支援対象：畜産・食肉関係協議会等 補助率：定額 事業実施主体：都道府県 ② 支援対象：食肉卸売事業者等 補助率：定額 事業実施主体：食肉関係団体	生産局食肉鶏卵課 TEL：03-3502-5989 もっと知りたい 紹介動画
輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備	【国産農畜産物供給力強靱化対策】 産地と実需者が連携した輸入から国産への切り替え、継続的・安定的な供給に必要な共同利用施設の整備等を支援	定額 1/2 国 → 都道府県 → 都道府県市町村 農業者の組織する団体 等	生産局総務課生産推進室 TEL：03-3502-5945 もっと知りたい 実施要綱・要領 紹介動画
債務保証	【中小食品流通事業者の信用力強化事業】 債務保証による信用力強化、既往の債務保証先の返済不能の際の代位弁済により中小食品流通事業者等を支援	支援対象：中小食品流通事業者等 支援内容：債務保証・代位弁済 事業実施主体：(公財)食品等流通合理化促進機構	食料産業局食品流通課 TEL：03-3502-8267 もっと知りたい 実施要綱・要領 紹介動画

流通事業者が活用できる支援（2 / 3）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人で <u>ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者</u>	法人は200万円以内、 <u>個人事業者は100万円以内</u> を支給	経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183 
雇用調整助成金	<p>景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、<u>労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</u></p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】</p> <p>(1) 休業等計画届の事後提出が可能 (2) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 (3) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 (4) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象 (5) 継続して雇用された期間が6か月未満の新規学卒者などの労働者についても助成対象</p> <p>※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日まで）の休業等については下記も適用</p> <p>(6) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も休業の対象 (7) 支給限度日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日）までの休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成 > 中小企業 4/5、 > 大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ > 中小企業 9/10、 > 大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限 8,330円</p> <p>○教育訓練をした場合 > 中小企業 2,400円/日加算 > 大企業 1,800円/日加算</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999 </p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要であり、受付は各都道府県地域拠点 <提出先は<u>こちらから</u>></p>

流通事業者が活用できる支援（3／3）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
小学校休業等対応助成金	コロナの影響で臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して助成（令和2年2月27日から令和2年6月30日まで）	助成率：休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※1日当たり助成額上限 8,330円	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター（0120-60-3999） 雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要であり、受付は各都道府県地域拠点 <提出先は <u>こちらから</u> >



輸出事業者が活用できる支援（1 / 4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
輸出商流の変化に対応した製造設備等の整備・導入等を支援	【輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業】 冷凍食品等の家庭食用化を進めるための製造ラインや保冷庫の整備、小分け機などの設備の整備や導入を支援	支援対象：食品事業者等 補助率：対象経費の1/2 事業実施主体：都道府県等	食料産業局輸出先国規制対策課 TEL：03-6744-7184 ▶もっと知りたい ▶実施要綱・要領 ▶紹介動画
	【大径原木加工施設整備緊急対策】 行き場なくなった大径原木を有効活用し、付加価値の高い木材製品に転換するための加工施設の整備を支援	支援対象：木材関連事業者等 補助率：定額（1/2以内） 事業実施主体：都道府県	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2290 ▶もっと知りたい
輸出等の新規需要獲得のための加工食品・外食メニューの開発、原料切替に伴う経費等を支援	【輸出等新規需要獲得事業】 ①安定調達可能な原料への切替による加工食品・外食メニューの開発・実証試験・マーケティング調査・施設整備等を支援 ②長期調達契約を締結した食品製造事業者・外食事業者等に対して、安定調達可能な原料の切替に伴う経費を支援	支援対象：食品事業者等 補助率：対象経費の1/2以内 事業実施主体：民間団体等	食料産業局食品製造課 TEL：03-6744-7180 ▶もっと知りたい
コメ・コメ加工品の生産ライン整備等を支援	【コメ・コメ加工品輸出拡大緊急対策事業】 ①パックご飯の製造ラインや輸出を継続・拡大するための保管施設等の整備を支援 ②パックご飯等コメ・コメ加工品の海外市場開拓の取組を支援	① 支援対象：食品製造業者等 補助率：対象経費の1/2以内 事業実施主体：都道府県 ② 支援対象：事業者 補助率：定額、対象経費の1/2以内 事業実施主体：国	①政策統括官付穀物課 TEL：03-6744-2108 ②政策統括官付農産企画課 E-mail： kome_yusyutu@maff.go.jp TEL：03-6738-6069 ▶もっと知りたい

輸出事業者が活用できる支援（2 / 4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
債務保証	<p>【中小食品流通事業者の信用力強化事業】 債務保証による信用力強化、既往の債務保証先の返済不能の際の代位弁済により中小食品流通事業者等を支援</p>	<p>支援対象：中小食品流通事業者等 支援内容：債務保証・代位弁済 事業実施主体：(公財)食品等流通合理化促進機構</p>	<p>食料産業局食品流通課 TEL：03-3502-8267</p> <p>もっと知りたい 実施要綱・要領 紹介動画</p>
新規・有望市場の維持・開拓に必要な商談・プロモーションの支援	<p>【仕向け先の転換等のための日本産農林水産物・食品の海外向け商談・プロモーション】</p> <p>①新規輸出及び輸出先国での仕向け先転換のためJETROによる海外見本市への出展、商談会の開催等を支援</p> <p>②PRキャンペーンの実施、日本産農林水産物・食品の海外販路の開拓、海外コールドチェーンへの対応等を支援</p> <p>③新たな市場等への輸出を行う輸出商社等の商談・商流構築、「日本産食材サポーター店」、現地輸入商社等の日本産食材キャンペーンを支援</p> <p>④輸出商流を有する事業者による水産エコラベル認証水産物の輸出に向けた取組を支援</p>	<p>① 支援対象：JETRO・民間事業者等 補助率：定額 事業実施主体：JETRO</p> <p>②③ 支援対象：JETRO・民間事業者等 補助率：定額、対象経費の1/2以内 事業実施主体：JETRO・民間事業者等</p> <p>④ 支援対象：民間団体等、民間事業者等 補助率：定額、対象経費の1/2以内 事業実施主体：民間団体等</p>	<p>食料産業局海外市場開拓・食文化課 TEL：03-3502-3408</p> <p>もっと知りたい 紹介動画</p> <p>②日本産農林水産物・食品海外販路開拓緊急支援事業 実施要綱・要領</p> <p>③日本産農林水産物・食品の輸出商談等緊急支援事業 実施要綱・要領</p>

輸出事業者が活用できる支援（3 / 4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人で <u>ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者</u>	<u>法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内を支給</u>	経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183 
雇用調整助成金	<p>景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、<u>労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</u></p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】</p> <p>(1) 休業等計画届の事後提出が可能 (2) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 (3) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 (4) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象 (5) 継続して雇用された期間が6か月未満の新規学卒者などの労働者についても助成対象</p> <p>※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日まで）の休業等については下記も適用</p> <p>(6) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も休業の対象 (7) 支給限度日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日）までの休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成 > 中小企業 4/5、 > 大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ > 中小企業 9/10、 > 大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限 8,330円</p> <p>○教育訓練をした場合 > 中小企業 2,400円/日加算 > 大企業 1,800円/日加算</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999 </p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要であり、受付は各都道府県地域拠点 <提出先は<u>こちらから</u>></p>

輸出事業者が活用できる支援（4 / 4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
小学校休業等対応助成金	コロナの影響で臨時休業等した小学校等に 通う子どもの世話が必要となった保護者で ある労働者に対し、有給（賃金全額支給） の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く） を取得させた事業主に対して助成（令和2年2月27日 から令和2年6月30日まで）	助成率：休暇中に支払った賃金 相当額×10/10 ※1日当たり助成額上限 8,330円	学校等休業助成金・支援金、雇 用調整助成金、個人向け緊急小 口資金相談コールセンター (0120-60-3999) 雇用保険、労災保険暫定任意適 用事業所のうち未加入の事業所 の場合、厚生労働省への申請に 先立ち、農政局等が発行する 「農業等個人事業所に係る証明 書」が必要であり、受付は各都 道府県地域拠点 <提出先は <u>こちら</u> から>

研修機関が活用できる支援

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
農業高校・農業 大学校等への研 修用農業機械・ 設備の導入を支 援	【農業労働力確保緊急支援事業】 他産業従事者等による援農・就農に必要な研修 を行う機関に対し、研修用の農業機械・設備の導 入を支援	支援対象：研修機関 補助率：対象経費の1/2 事業実施主体：都道府県等の研 修機関	経営局就農・女性課 TEL：03-6744-2160 ▶もっと知りたい ▶紹介動画
研修機関が行う シニア世代の就 農希望者への研 修等を支援	【シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事 業】 研修機関が行う50代の就農希望者に対する新規 就農に向けた技術習得のための研修費用等を助成	支援対象：研修機関 補助率：定額 事業実施主体：全国農業会議所	経営局就農・女性課 TEL：03-6744-2162 ▶もっと知りたい

(1) 47都道府県の休業要請等に関する主な支援策(1/5)

注:本資料は各都道府県の公表資料等をもとに農林水産省が作成したものであり、詳細は各都道府県にお問い合わせ下さい。

令和2年5月1日時点

都道府県	休業要請	飲食店等の時短要請	47都道府県の休業要請等に関する主な支援策	リンク先へ(各都道府県ホームページ)	
特定警戒都道府県 (13都道府県)	埼玉県	○	<p>【中小企業者支援金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大抑制のため4月8日からの対象期間に、7割以上休業する県内中小企業者に20万円(複数の事業所を有する場合は30万円) <p>【埼玉県業種別組合応援金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の影響を緩和するため適切な事業を実施する業種別組合に500万円 	https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/r020131_shingatakorona.html	
	千葉県	○	<p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業等への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の休業要請に応じる企業等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年と比較して50%以上減少した県内中小企業者に最大30万円(1事業者当たり10万円)に、1事業所を賃借している場合10万円、複数事業所を賃借している場合20万円を加算) 	https://www.pref.chiba.lg.jp/keisei/tyushoshien.html	
	東京都	○	<p>【感染拡大防止協力金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止のため、都の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止に全面的に協力する中小の企業者を対象に50万円(2店舗以上有する事業者は100万円) <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食事業者が新たに宅配・テイクアウトの始める際の初期費用として、1事業者あたり最大100万円 	https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/attention/2020/0415_13288.html	
	神奈川県	○	○	<p>【新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(県から要請を受けた業者に限る)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、県の要請や依頼に応じて、休業や営業時間の短縮を行う中小企業、個人事業主に対し、事業所全てが自己所有の場合10万円、賃借している事業所が1箇所の場合20万円、同2箇所以上の場合30万円、飲食店の場合10万円 	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ff2/coronavirus-kyoryokukin/index.html
	大阪府	○	○	<p>【休業要請支援金(府・市町村共同支援金)】</p> <p>大阪府から施設の使用制限による休業要請等を受け、特に深刻な影響を被っている中小企業・個人事業主を対象に、家賃等の固定費を支援し、将来に向けて事業継続を下支えする支援金を支給</p> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業 100万円(府と市町村で1/2ずつ負担) ・個人事業主 50万円(府と市町村で1/2ずつ負担) <p>【対象要件】以下の3つの要件を全て満たす中小企業・個人事業主</p> <ol style="list-style-type: none"> ①大阪府内に主たる事業所を有していること ②緊急事態措置期間中(令和2年4月14日から)に休業要請等に全面的に協力いただいていること。(ただし、7日間の準備期間等を考慮し、令和2年4月21日以降休業していれば対象とする。) ③令和2年4月の売上げが前年同月対比で50%以上減少していること <p>※休業を要しない飲食店・料理店・喫茶店等についても、営業時間を短縮(夜20時から朝5時まで休業、酒類の提供は夜19時まで)する場合は対象</p> <p>【デリバリーサービスを活用した外出の自粛促進に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府内の店舗と宅配業務提携をする食事の配達(出前)に関するサイトを運営する事業者が、外出自粛に資することを目的に、消費者に特別のポイント等の付与を行う事業に対して補助 <p>【補助事業・特別ポイント付与等の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象:食事の配達に関するサイトを運営する事業者 ・府内の店舗から府内の人への電子決済による出前注文で、1,000円以上の注文に500円文のポイント等を付与。(1注文につき500円分で固定) ・実施期間:令和2年5月6日まで(ポイント等の使用期限は5月31日まで) ・補助率:2分の1 <p>【条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府内に提携店舗数が2,000点以上であること(うち、街の個店を1,000店以上とすること) ・感染症対策を十分講じること ・特別のポイント等の付与のうち、府負担額は1億5千万円を上限 	http://www.pref.osaka.lg.jp/keishien/kyugyoshienkin/index.html
			<p>【デリバリーサービスを活用した外出の自粛促進に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府内の店舗と宅配業務提携をする食事の配達(出前)に関するサイトを運営する事業者が、外出自粛に資することを目的に、消費者に特別のポイント等の付与を行う事業に対して補助 <p>【補助事業・特別ポイント付与等の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象:食事の配達に関するサイトを運営する事業者 ・府内の店舗から府内の人への電子決済による出前注文で、1,000円以上の注文に500円文のポイント等を付与。(1注文につき500円分で固定) ・実施期間:令和2年5月6日まで(ポイント等の使用期限は5月31日まで) ・補助率:2分の1 <p>【条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府内に提携店舗数が2,000点以上であること(うち、街の個店を1,000店以上とすること) ・感染症対策を十分講じること ・特別のポイント等の付与のうち、府負担額は1億5千万円を上限 	http://www.pref.osaka.lg.jp/iigvchousei/deli-iigvosya/index.html	

(1) 47都道府県の休業要請等に関する主な支援策(2/5)

令和2年5月1日時点

注:本資料は各都道府県の公表資料等をもとに農林水産省が作成したものであり、詳細は各都道府県にお問い合わせ下さい。

都道府県	休業要請	飲食店等の 時短要請	47都道府県の休業要請等に関する主な支援策	リンク先へ(各都道府県ホームページ)	
特定警戒都道府県 (13都道府県)	兵庫県	○	○	【経営継続支援金】 ・県からの休業要請、協力依頼、営業時間短縮の要請(飲食店)に応じる県内の事業主で、かつ、令和2年4月の売上が前年同月比50%以上減少している中小法人及び個人事業主に対し、中小法人 100万円 、個人事業主 50万円 (飲食店及び旅館・ホテルについては、中小法人 30万円 、個人事業主 15万円) ※現在制度設計中であり、受付開始はまだしていない。制度の詳細については順次更新予定	https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/kyugyoshien.html
	福岡県	○	○	【新型コロナウイルス感染症緊急対策】 ・国の「持続化給付金」の対象とならない中小企業等(前年同月比で売上が30%~50%減少)に現金を給付(法人:上限 50万円 、個人事業者:上限 25万円) ・県の制度融資における保証料全額補てんに加え、新たに無利子・無担保の特別融資を実施(保証料・金利0%) ・通販サイトを活用した県産品販売キャンペーンの実施 ・企業、公共施設での花きの利用に対する支援	https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/coronavirus-shien-emergency.html
	北海道	○	△ (酒類の提供は夜7時までとすることを要請)	【休業等の要請にご協力頂き感染リスクの低減に取り組む事業者の皆様への支援金】 感染拡大防止のため、道の要請や協力依頼に応じて、遅くとも4月25日(土)からの対象期間に、施設の使用停止等に協力する事業者に支援金を支給(施設を休業する法人に 30万円 、個人事業主に 20万円 、酒類の提供時間の短縮(19時まで)する飲食店には法人個人問わず 10万円)	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/kyuugixyovousei.htm
	茨城県	○	○	【休業要請に応じた事業者への協力金】 (1事業者最大 30万円) ・新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、県の要請に応じて、休業や営業時間の短縮を行う中小企業、個人事業主に対し、事業者あたり 10万円 (事業所を賃借している場合は 10万円 を加算。複数賃借している場合は更に 10万円 を加算)	https://www.pref.ibaraki.jp/1saigai/2019-ncov/kinkyu.html
	石川県	○	○	【石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金】 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請に応じて、施設の使用停止に全面的に協力する中小企業に対し 50万円 (個人事業主の場合は 20万円)	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keijishien/kansenkakuhaiboushikyoyokukin.html
	岐阜県	○	○	【岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金】 ・県からの要請に全面的に協力し、県内の事業所の休業等を行う事業者に対して1事業者あたり 50万円 。なお、営業時間短縮する飲食店等も対象	https://www.pref.gifu.lg.jp/kinkyu-juvo-joho/shingata_corona_kyugyovosei.html
	愛知県	○	○	【愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金】 ・県からの休業要請と営業時間短縮の要請に全面的に協力する中小事業者に対し 50万円	https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kyorvoku2.html
	京都府	○	○	【休業要請対象事業者支援費】 ・京都府緊急事態措置に基づく休業要請等に協力いただいた中小企業(20万円)・個人事業主(10万円)に対して支援給付金を支給。	http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyuhukin.html?mode=preview
その他の県 (34県)	青森県	○	休業要請はしないが自粛すれば協力金の対象とする。	・青森県特別保証融資制度による融資枠を拡充(190億円→860億円)するとともに、信用保証料をゼロ、利子負担を3年間ゼロ 【青森県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金】 ・県の休業要請・協力依頼(4月29日からの対象期間の全日)に協力した県内中小企業者(法人・個人事業主、4/28以前に開業しており営業の実態があること)を対象とし、法人には 30万円 、個人事業主には 20万円 の協力金を支給	https://www.pref.aomori.lg.jp/koho/corona_kikitaisakuonhonbu.html https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/kansenkakuhaiboushi_kyorvokukin.html
	岩手県	○	検討中	・県の協力要請に応じた県内の中小企業者へ対する支援及び家賃補助等の策を実行予定	https://www.pref.iwate.jp/curashikankyou/iryuu/kenkou/jouhou/1028231.html
	宮城県	○	○	【(仮称)宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金】 ・緊急事態措置以前に開業した営業実態があり、県の要請や協力依頼に応じて、4月25日からの対象期間に、施設の使用停止や営業時間の短縮に全面的に協力いただける中小企業又は個人事業主に対し、県・市町村から協力金を支給 ◎支給額 1事業者当たり 30万円	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/fukensui/coronavirus-kyorvokukin.html

(1) 47都道府県の休業要請等に関する主な支援策(3/5)

令和2年5月1日時点

注:本資料は各都道府県の公表資料等をもとに農林水産省が作成したものであり、詳細は各都道府県にお問い合わせ下さい。

都道府県	休業要請	飲食店等の 時短要請	47都道府県の休業要請等に関する主な支援策	リンク先へ(各都道府県ホームページ)	
その他の県 (34県)	秋田県	○	○	【秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金】 ・県の要請に応じて4月25日からの対象期間に、施設の休業(飲食店等の場合は営業時間の短縮を含む)に全面的にご協力いただいた4/21以前に開業し営業実態のある中小企業・個人事業主に1事業者当たり 30万円 (県内に所在する事業所が複数事業所の場合 60万円)	https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/49212
	山形県	○	○	【緊急経営改善支援金】 ・県からの自粛要請(4月25日からの対象期間の全期間)に協力し、経営改善の検討を行う県内事業者(県内に県が指定する施設を有する事業者)に対し、個人事業者 10万円 (施設等を賃借している場合は 20万円)、法人 20万円 (詳細は県のホームページで追って公表)	http://www.pref.yamagata.jp/ou/bosai/020072/kochibou/coronavirus/coronavirus.html
	福島県	○	○	・4/20以前に開業し営業実態があり、県の要請や協力依頼に応じて、4月28日からの対象期間の全期間、県の協力金交付対象施設に明記された施設の使用停止や営業時間の短縮に協力いただける県内に本所又は支所のある法人及び個人事業主に、協力金を最大 30万円 交付 -事業者当たり一律 10万円 。加算額は賃借物件で営業をしている場合、一事業所のみは 10万円 、複数事業所では 20万円	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/covid19kyouyokukin.html
	栃木県	○	△ (酒類の提供は夜7時までとすることを要請)	【新型コロナウイルス感染拡大防止協力金】 ・県の要請・協力依頼に応じる事業者に対し、最大 30万円 (1事業者当たり 10万円 。事業所を賃借している場合は 10万円 を加算、複数事業所を賃借している場合はさらに 10万円 を加算)	http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/houdou/houdou/kyouyokukin.html
	群馬県	○	○	【休業要請施設に対する「感染症対策事業継続支援金」】 ・休業要請中の一定期間(4月25日(土)~)、対象施設の休業または営業時間の短縮等を行った中小企業、個人事業者に対し、1事業者当たり 20万円	https://www.pref.gunma.jp/06/g01g_00042.html
	新潟県	○	○	【新型コロナウイルス感染拡大防止協力金】 ・県の協力要請に応じて、少なくとも令和2年4月24日からの対象期間の全てにおいて、施設の使用等の停止に全面的に協力する中小企業及び個人事業主に、1事業者当たり 10万円 を支給 【県制度融資】 -一定の売上減少の場合、既往債務の借換も含め、3年間の実質無利子や保証料ゼロの融資を行う。また、県制度融資を借り入れ、返済が始まっている方に対し、最長1年までの返済猶予を行うなど	https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangvoseisaku/jigvousya.html
	富山県	○	○	【富山県・市町村新型コロナウイルス感染拡大防止協力金】 ・県の休業の要請等に全面的に協力される中小企業及び個人事業主に、県と市町村が連携し、「協力金」を支給(支給に係る事務は県が実施) ・4月23日(少なくとも4月24日からの対象期間に、遊興施設、運動・遊戯施設、劇場、商業施設等の事業者 ・中小企業 50万円 、個人事業主 20万円	http://www.pref.tovama.jp/cms_sec/1306/ki00021931.html
	福井県	○	○	【休業等要請にかかる協力金】 ・中小企業 50万円 、個人事業主 20万円 、時短要請に協力する場合は、それぞれの半額	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sinsan/kyouyokukin.html
	山梨県	○	×	-	
	長野県	○	○	【新型コロナウイルス拡大防止協力金】 ・県からの休業や夜間の営業時間の短縮等の要請に応じた施設管理者等に対し、市町村と協調して 30万円 を支給 【新型コロナウイルス拡大防止支援金】 ・感染拡大防止に向け、休業した観光・宿泊施設等管理者に対し、市町村と協調して 30万円 を支給	https://www.pref.nagano.lg.jp/
静岡県	○	×	4月25日からの休業要請に応じた事業者に対し、協力金 20万円 。対象は、ナイトクラブ、カラオケボックス等。既に独自の休業要請と協力金支給の方針を表明済みの市町に対しては、市町が交付対象とした日から5月6日までの期間で、補助率1/2で1事業者あたり上限額 20万円		
三重県	○	○	【三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金】 ・県からの休業要請・依頼に全面協力する中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む)に 50万円 なお、営業時間短縮する飲食店等も対象	https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0031500187.htm	

(1) 47都道府県の休業要請等に関する主な支援策(4/5)

令和2年5月1日時点

注:本資料は各都道府県の公表資料等をもとに農林水産省が作成したものであり、詳細は各都道府県にお問い合わせ下さい。

都道府県	休業要請	飲食店等の時短要請	47都道府県の休業要請等に関する主な支援策	リンク先へ(各都道府県ホームページ)	
その他の県(34県)	滋賀県	○	○	<p>【新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休業等を要請している全ての期間(4月23日～5月6日)の内、原則、4月25日から5月6日までの全ての期間において、県の要請に応じ、休業等に協力いただける事業者への臨時的な支援金(中小企業に20万円、個人事業主に10万円) <p>【新型コロナウイルス感染症対策経営力強化補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、または受けると見込まれる滋賀県内に事務所または事業所を有する中小企業等に対し、今後の事業活動に資する人材育成、働き方改革、新たな販路の開拓等の取組に対し、予算の範囲内で経費の一部を補助(最大50万円、補助金申請下限額20万円(補助率 中小企業2/3、小規模事業者3/4)) 	<p>https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/syougyou/311612.html</p> <p>https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/syougyou/302793.html</p>
	奈良県	○	○	<p>【奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の休業要請及び営業時間の短縮に協力した中小企業に20万円(個人事業主に10万円) 	<p>http://www.pref.nara.jp/55156.htm</p>
	和歌山県	○	-	<p>休業要請の有無に関わらず幅広く困っている方々に全力で支援・救済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国に先駆けて県融資制度の要件緩和 <p>【中小企業融資制度】</p> <p>中小企業に対する制度融資の融資枠を拡大するとともに、無利子融資を行うための利子補給を実施</p>	<p>https://www.pref.wakayama.lg.jp/pref/060300/gyoumu/kinyuu/sangyoushien.html</p>
	鳥取県	×	×	-	
	島根県	×	×	-	
	岡山県	○	×	-	
	広島県	○	○	<p>感染拡大防止協力支援金(仮称)</p> <p>対象:休業や営業時間短縮の要請等を受けた施設を運営する、個人事業主、中小企業者</p> <p>支給額:10万～30万円</p>	<p>https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-support.html</p>
	山口県	○	×	<p>売上げが落ち込む飲食店などへ一律10万円を支給するほか、宅配など新規事業をめざす中小企業には最大300万円を支援。4月21日からパチンコ店やカラオケボックスなど県内の21種類の施設に休業を要請。事業所数1か所15万円、2か所以上で30万円を協力金として支給</p>	<p>https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10900/corona/202004220001.html</p>
	徳島県	検討中	検討中	-	
	香川県	○	○	<p>休業支援:1事業者あたり 20万円(うどん店1事業者あたり 10万円)</p> <p>営業時間短縮支援:1事業者あたり 10万円</p>	<p>https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir6/dir6_2/dir6_2_1/w7d7f3200422163947.shtm</p>
	愛媛県	○	×	<p>4月27日からの対象期間に遊戯・遊興施設に対し休業要請 休業協力金は設けない</p> <p>「愛顔を守ろう!」えひめ版協力金パッケージ</p> <p>感染拡大回避に前向きに取り組む飲食店や宿泊施設等には独自の協力金を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全国チェーンを除く飲食店、1,000㎡以下の地元スーパー・小売店 3密を避ける防止設備の設置等、新たな取り組みを実施した事業者 協力金 1事業者あたり5万円 ○GW中の宿泊予約を施設側から延期・キャンセル等した宿泊業者等 協力金 キャンセル等1人泊あたり5,000円(上限30人泊まで) ○複数の店舗によるローテーション営業(交代で営業)を行う商店街等 協力金 1グループあたり10万円 ○前向きに新たなビジネスを展開する事業者への支援 移動販売、ドライブスルー、複数店舗による共同販売など、新しい取組みを実施した事業者 協力金: 1事業者あたり20万円(グループで行う場合は、別途加算) ○テレワークの推進を支援する宿泊施設等への支援 テレワークオフィスとして、宿泊室等を県民向けにデューユースで貸し出す宿泊事業者等 協力金: 1室あたり3,000円以内+ 広報PR経費など1事業者あたり3万円 ○マスク等の製造に新たに取組む事業者への支援 医療用マスク、医療用ガウン・エプロン等の製造に新たに取組む事業者 協力金: 試作品製造費1事業者あたり100万円 	<p>https://www.pref.ehime.jp/h12200/ehimennettv/1ch/020424_2.html</p>
	高知県	○	○	<p>1事業者30万円を基本(県20万円、市町村10万円)</p> <p>※現在市町村と調整中であり、市町村によっては、県分の20万円のみの支給となる可能性</p>	<p>https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151401/2020042200181.html</p>

(1) 47都道府県の休業要請等に関する主な支援策(5/5)

令和2年5月1日時点

注:本資料は各都道府県の公表資料等をもとに農林水産省が作成したものであり、詳細は各都道府県にお問い合わせ下さい。

都道府県	休業要請	飲食店等の 時短要請	47都道府県の休業要請等に関する主な支援策	リンク先へ(各都道府県ホームページ)	
その他の県 (34県)	佐賀県	○	○	【佐賀型 店舗休業支援金】 ・県からの休業や時間短縮営業の要請に応じた事業者に1店舗ごとに 15万円	https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00374044/index.html
	長崎県	○	○	【長崎県新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る休業要請協力金】 ・県からの休業や営業時間の短縮要請に応じた事業者を対象に、一事業者あたり 30万円	https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/kansensho/corona_kyuzo/
	熊本県	○	○	【熊本県休業要請協力金】(仮称) ・県からの休業要請に応じた事業者に対し 10万円 【熊本県事業継続支援金】(仮称) ・国の「持続化給付金」の対象外となる、売上が一定程度減少した法人事業者に最大 20万円 、個人事業者に最大 10万円	https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_32491.html
	大分県	○ (遊技施設)	×	—	
	宮崎県	○ (遊興施設・遊技施設)	×	【宮崎県休業要請協力金】 ・県からの休業要請に応じた事業者を対象に、一事業者あたり 10万円	https://www.pref.miyazaki.lg.jp/shokoseisaku/shigoto/shokegyo/20200424180342.html
	鹿児島県	○	○	【新型コロナウイルス感染症対策休業協力金】(仮称) ・4月25日からの対象期間に休業や営業時間の短縮に協力した事業者に対し、①中小企業 20万円 、②個人事業主 10万円	https://www.pref.kagoshima.jp/af02/sangyo-rodo/tyusuyoukijyou/koronairusu.html
	沖縄県	○	○	【感染症防止対策緊急支援事業】(仮称) 特措法に基づく協力要請対象事業者とはならない「飲食業」で、売上が減少している事業者を対象に、緊急支援金 10万円 を支給 ※予備費で対応 【感染症拡大防止協力金】(仮称) 特措法による協力要請や特措法によらない協力依頼を受けて、協力要請・依頼をした翌日、4月24日からの対象期間の全期間休業に応じた事業者を対象に協力金(20万円)を支給 ※詳細は県の補正予算成立に合わせて公表 【感染症防止対策支援事業】(仮称) 感染の拡大や、これまでの外出自粛要請等に応じて、経済的な影響を受けている事業者のうち、特措法に基づく協力要請対象事業者とはならない「小売業等」で、売上が減少している事業者を対象に、支援金 10万円 を支給 また、国等から支援の受けられない認可外保育園事業者を対象として、支援金(10万円)を支給(詳細は検討中) ※詳細は県の補正予算成立に合わせて公表	https://www.pref.okinawa.jp/20200422.html

(2) 47都道府県の休業要請や時短要請等の内容 (1/6)

注1: 本資料は各都道府県の公表資料等をもとに農林水産省が作成したものであり、詳細は各都道府県にお問い合わせ下さい。
 注2: 特に記載の無い場合は、特措法第24条第9項に基づく協力要請及び特措法によらない協力依頼の内容です。

令和2年5月1日時点

都道府県	休業要請	飲食店等の時短要請	事業継続等の要請	
特定警戒都道府県 (13都道府県)	埼玉県	遊興施設等、大学・学習塾等(1,000㎡超)、遊技施設、運動施設(一部の屋外施設は観客席部分のみ)、劇場等、集会・展示施設等、博物館等(1,000㎡超)、宿泊施設等(1,000㎡超、集会の用に供する部分に限る)、学校等【4月13日～】	なし ※飲食店における酒類の提供は夜7時までとすることを要請【4月17日～】	生花店、農泊施設、卸売市場、食料品売り場、コンビニ、百貨店、スーパーマーケット、ホームセンター、飲食店など
	千葉県	大学等(1,000㎡超)、劇場等、集会場等、ホテル又は旅館(1,000㎡超、集会の用に供する部分に限る)、運動施設、遊技場、博物館(1,000㎡超)、遊興施設等、自動車教習所等(1,000㎡超)【4月14日～】	なし ※飲食店における酒類の提供は夜7時までとすることを要請【4月18日～】	食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストアなど
	東京都	遊興施設等、大学・学習塾等(1,000㎡超)、遊技施設、運動施設(一部の屋外施設は観客席部分のみ)、劇場等、集会・展示施設、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で1,000㎡超)、文教施設【4月11日～】	食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など(宅配・テイクアウトサービスは除く)) ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請【4月11日～】	生花店、農泊施設、卸売市場、百貨店、ホームセンター、スーパーマーケット、コンビニなど
	神奈川県	遊興施設等、大学・学習塾等(1,000㎡超)、遊技施設、運動施設(一部の屋外施設は観客席部分のみ)、劇場等、集会・展示施設、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で1,000㎡超)、文教施設【4月11日～】 《第45条第2項の規定に基づく要請》 ○パチンコ店6店舗に対し施設の使用停止(休業)を要請【4月28日～】	食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など(宅配・テイクアウトサービスを含む)) ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請【4月11日～】	生花店、農泊施設、卸売市場、百貨店、ホームセンター、スーパーマーケット、コンビニなど
	大阪府	遊興施設、劇場等、集会・展示施設、遊技施設、運動施設(一部の屋外施設は観客席部分のみ)、文教施設、大学・学習塾等(1,000㎡超)、博物館等、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で1,000㎡超)【4月14日～】 《第45条第2項の規定に基づく要請》 ○4月24日以降、パチンコ店計10店舗に対し施設の使用停止(休業)を要請【4月24日～】(4月30日現在、全店舗の休業を確認)	食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など(宅配・テイクアウトサービスを含む)) ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請【4月14日～】	※適切な感染防止対策の協力を要請。医療施設、生活必需物資販売施設、食事提供施設(但し、営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後7時までとすることを要請)、住宅、宿泊施設、交通機関等、工場等、金融機関・官公署等、その他(メディア、葬儀場、銭湯等)、社会福祉施設等
	兵庫県	遊興施設、劇場等、集会・展示施設、遊技施設、運動施設(一部の屋外施設は観客席部分のみ)、文教施設、大学・学習塾等(1,000㎡超)、博物館等、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で1,000㎡超)【4月15日～】 《第45条第2項の規定に基づく要請》 ○パチンコ店計7店舗に対し施設の使用停止(休業)を要請【4月27日～】(5月1日現在、4店舗の休業を確認) 《第45条第3項の規定に基づく指示》 ○パチンコ店3店舗に対し施設の使用停止(休業)を指示【5月1日～】	食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など(宅配・テイクアウトサービスを除く)) ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請【4月15日～】	花屋、園芸用品店、農泊施設、卸売市場、食料品売場、百貨店、ホームセンター、スーパーマーケット、コンビニなど

(2) 47都道府県の休業要請や時短要請等の内容 (2/6)

注1: 本資料は各都道府県の公表資料等をもとに農林水産省が作成したものであり、詳細は各都道府県にお問い合わせ下さい。
 注2: 特に記載の無い場合は、特措法第24条第9項に基づく協力要請及び特措法によらない協力依頼の内容です。

令和2年5月1日時点

都道府県	休業要請	飲食店等の時短要請	事業継続等の要請
特定警戒都道府県 (13都道府県)	福岡県 遊興施設、大学・学習塾等(1,000㎡超)、学校、運動施設、遊技施設、劇場等、集会・展示施設、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービスを営む店舗で1,000㎡超)等【4月14日～】 《第45条第2項の規定に基づく要請》 ○パチンコ店6店舗に対し施設の使用停止(休業)を要請【4月29日～】	飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトサービスは除く)【4月14日～】	生花店、農泊施設、卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストアなど
	北海道 遊興施設等、運動・遊戯施設(一部の屋外施設は観客席部分のみ)、劇場等、集会・展示施設、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービスを営む店舗で1,000㎡超)、大学・学習塾等(1,000㎡超)、文教施設【4月20日～】	なし ※食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など)の酒類の提供は夜7時までとすることを要請【4月20日～】	生花店、農泊施設、飲食店、料理店、喫茶店、卸売市場、食料品販売、百貨店、ホームセンター、スーパーマーケット、コンビニなど
	茨城県 遊興施設等、劇場等、運動・遊技施設、大学・学習塾、集会場・展示施設、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗等)、文教施設等【4月18日～】 《第45条第2項の規定に基づく要請》 ○パチンコ店1店舗に対し施設の使用停止(休業)を要請【4月28日～】	食事提供施設(飲食店、料理店、喫茶店、和菓子・洋菓子店など(宅配・テイクアウトを除く)) ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請【4月22日～】	医療施設、生活物資販売施設、食事提供施設など
	石川県 遊興施設等、文教施設、大学・学習塾等(1,000㎡超)、運動・遊戯施設(一部の屋外施設は観客席部分のみ)、劇場等、集会・展示施設、博物館等、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービスを営む店舗で1,000㎡超)【4月21日～】	食事提供施設(飲食店・居酒屋・料理店・喫茶店・和菓子店・洋菓子店) ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトサービスを除く)【4月21日～】	生花店、農泊施設、卸売市場、生活必需品売場、スーパーマーケット、コンビニなど
	岐阜県 遊興施設等、運動施設、遊技施設、劇場等、集会・展示施設、博物館等、文教施設、大学・学習塾等(1,000㎡超)、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービスを営む店舗で1,000㎡超)、保育所・学童クラブ(ただし、必要な保育等は確保)【4月18日～】	食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など(宅配・テイクアウトサービスを除く)) ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請【4月18日～】	生花店、民泊施設、卸売市場、百貨店、ホームセンター、スーパーマーケット、コンビニなど
	愛知県 遊興施設等、運動施設、遊技施設、劇場等、集会・展示施設、文教施設、大学・学習塾(1,000㎡超)、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービスを営む店舗で1,000㎡超)等【4月17日～】 《第45条第2項の規定に基づく要請》 ○パチンコ店6店舗に対し施設の使用停止(休業)を要請【4月30日～】	食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など(宅配・テイクアウトサービスを除く)) ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請【4月17日～】	生花店、民泊施設、卸売市場、百貨店、ホームセンター、スーパーマーケット、コンビニなど
	京都府 遊興施設、劇場等、集会・展示施設、遊技施設、運動施設(一部の屋外施設は観客席部分のみ)、文教施設、大学・学習塾等(1,000㎡超)、博物館等、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービスを営む店舗で1,000㎡超)【4月18日～】 《第45条第2項の規定に基づく要請》 ○パチンコ店1店舗に対し施設の使用停止(休業)を要請【4月30日～】	食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など(宅配・テイクアウトサービスを含む)) ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請【4月18日～】	食料品売場、卸売市場、百貨店、ホームセンター、スーパーマーケット、コンビニ、飲食店、料理店、喫茶店など

(2) 47都道府県の休業要請や時短要請等の内容 (3 / 6)

注1: 本資料は各都道府県の公表資料等をもとに農林水産省が作成したものであり、詳細は各都道府県にお問い合わせ下さい。
 注2: 特に記載の無い場合は、特措法第24条第9項に基づく協力要請及び特措法によらない協力依頼の内容です。

令和2年5月1日時点

都道府県	休業要請	飲食店等の時短要請	事業継続等の要請	
その他の県 (34県)	青森県	遊興施設等、劇場等、集会・展示施設、運動・遊戯施設、学習塾等(1,000㎡超)、博物館等、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で1,000㎡超)【4月29日～】	休業要請を行わないが、協力すると協力金の対象とする。休業または、午後8時から翌朝午前5時までの営業を自粛し午後7時以降の酒類提供を自粛する場合には、協力金の支給対象となる。【4月29日～】	医療施設、社会福祉施設等、生活必需物資販売施設、食事提供施設、宿泊施設、住宅、交通機関等、工場等、金融機関、官公署等、インフラ運営関係、飲食料品提供関係、その他(葬儀場、銭湯など)
	岩手県	接待飲食等営業店(風営法に定める接待飲食等営業1号営業(料理店、社交飲食店)の店舗)、運動施設・遊技場、映画館等、集会・展示施設(1,000㎡超)、商業施設(30,000㎡超、生活必要物資販売施設以外の施設)【4月25日～】	検討中	検討中
	宮城県	遊興施設等、大学・学習塾等(1,000㎡超)、文教施設(ただし、必要な保育等は可)、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、博物館・ホテル等(ホテル又は旅館は集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で1,000㎡超)等【4月25日～】 《第45条第2項の規定に基づく要請》 ○パチンコ店2店舗に対し施設の使用停止(休業)を要請【4月29日～】(4月30日現在、1店舗が営業中)	食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など(宅配・テイクアウトサービスを含む)) ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトサービスは除く)【4月25日～】	農泊施設、卸売市場、食料品売場、百貨店、ホームセンター、スーパーマーケット、コンビニなど
	秋田県	遊興施設等、運動施設(一部の屋外施設は対象外)、遊戯施設、劇場等、集会場・展示場等、大学・専修学校等、学習塾その他の学習支援施設、ホテル・旅館・休憩施設等(宴会やカラオケなど集会の用に供する部分、ゲームコーナー等)、商業施設(生活必需物資の小売関係以外の店舗及び生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)【4月25日～】	食事提供施設(飲食店、居酒屋、料理店、喫茶店) ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトサービスは除く)【4月25日～】	医療施設、社会福祉施設等、生活必需物資販売施設、食事提供施設、宿泊施設等、交通機関等、工場等、金融機関、官公署等、その他
	山形県	遊興施設等、劇場、映画館等、屋内運動施設に加え、県外からの人の移動・県民の県内外の往来に係る業態として宿泊施設、観光地・温泉地にある店舗(飲食店(昼間の営業のみを含む)含む)、立寄施設、ゴルフ場、旅行者、貸切バスなどの交通等【4月25日～】	飲食店等に対し、夜間営業(午後8時以降)の自粛要請【4月25日～】	百貨店、スーパー、コンビニ、ホームセンターなど
	福島県	遊興施設、劇場等、集会・展示施設、遊技施設、運動施設(一部の屋外施設は観客席部分のみ)、文教施設、大学・学習塾等(1,000㎡超)、博物館等、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で1,000㎡超)【4月21日～】	食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など(宅配・テイクアウトサービスを含む)) ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトサービスは除く)【4月21日～】	農泊施設、卸売市場、食料品売場、百貨店、スーパーマーケット、ホームセンター、コンビニなど
	栃木県	遊興施設、劇場等、集会・展示施設、遊技施設、運動施設(一部の屋外施設は観客席部分のみ)、文教施設、大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館(行楽を主目的とする宿泊に係る事業又は集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)【4月18日～】	なし ※食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など)での酒類の提供は夜7時までとすることを要請【4月18日～】	生花店、農泊施設、飲食店、卸売市場、百貨店、ホームセンター、スーパーマーケット、コンビニなど
	群馬県	遊興施設等、大学・学習塾(1,000㎡超)、文教施設、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活に必須なものを除く)【4月18日～】 《第45条第2項の規定に基づく要請》 ○パチンコ店9店舗に対し施設の使用停止(休業)を要請【4月28日～】	食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など(宅配・テイクアウトサービスを含む)) ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請【4月18日～】	生花店、農泊施設、卸売市場、食料品売場、百貨店、ホームセンター、スーパーマーケット、コンビニなど

(2) 47都道府県の休業要請や時短要請等の内容 (4/6)

注1: 本資料は各都道府県の公表資料等をもとに農林水産省が作成したものであり、詳細は各都道府県にお問い合わせ下さい。
 注2: 特に記載の無い場合は、特措法第24条第9項に基づく協力要請及び特措法によらない協力依頼の内容です。

令和2年5月1日時点

都道府県	休業要請	飲食店等の時短要請	事業継続等の要請	
その他の県 (34県)	新潟県	遊興施設等、文教施設、大学・学習塾等(1,000㎡超)、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で1,000㎡超)【4月22日～】	食事提供施設(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店等(宅配、テイクアウトサービスを含む) ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトサービスは除く)【4月22日～】	社会福祉施設や生活必需物資販売施設等に適切な感染防止対策の協力を要請
	富山県	遊興施設等、遊技施設、運動施設(一部の屋外施設は観客席部分のみ)、劇場等、集会・展示施設、博物館等、文教施設、大学・学習塾等(1,000㎡超)、博物館等(1,000㎡超)、ホテル又は旅館(1,000㎡超、集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で1,000㎡超)【4月23日～】	食事提供施設(飲食店、料理店、喫茶店、居酒屋等) 朝5時から夜8時までの営業(酒類の提供は夜7時まで) 【4月23日～】	現時点ではなし
	福井県	遊興施設等、大学・学習塾等(1,000㎡超)、文教施設、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、博物館等、ホテル又は旅館(行楽を主目的とする宿泊に係る事業及び集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で1,000㎡超)【4月25日～】 ホテル・旅館(連休期間(4月29日～5月6日)の行楽を主目的とする宿泊に係る事業)【4月29日～】	飲食店(居酒屋含む)、料理店、喫茶店等(宅配・テイクアウトを除く) ※朝5時から夜8時までの間の営業とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請【4月25日～】	卸売市場、食料品売場、百貨店、ホームセンター、スーパーマーケット、コンビニなど
	山梨県	劇場等、集会・展示施設、大規模集客施設及びそれに類すると認められる施設(1,000㎡超、生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービスを提供する施設)、ホテル・旅館(1,000㎡超、集会の用に供する部分に限る)、運動施設(屋外施設は対象外)、遊戯施設、博物館等(1,000㎡超)、遊興施設、学習塾等(1,000㎡超)【4月20日～】	なし	生活必需物資販売施設や食事提供施設などに適切な感染防止対策の徹底を要請
	長野県	遊興施設等、運動・遊技施設、劇場等、集会、展示施設(主として観光客を対象とする施設)、観光・宿泊施設等(主として観光客を対象とする施設)【4月23日～】	食事提供施設(宅配、テイクアウトは除く) 飲食店、料理店、喫茶店等 ※営業時間を夜8時から翌朝5時までの間の営業自粛及び酒類の提供は夜7時までとすることを要請【4月23日～】	生活必需物資販売施設(卸売市場、食料品売り場、百貨店、ホームセンター、スーパーマーケット、コンビニ、ショッピングモール、ガソリンスタンド、靴屋、衣料品店、雑貨屋、文房具屋、酒屋)、文教施設、大学、学習塾、社会福祉施設、医療施設、住宅施設、交通機関、工場、金融機関、官公署、その他(メディア、理髪店、美容院、獣医、本屋、花屋等)
	静岡県	遊興施設等、遊技施設、劇場等、運動施設(屋内)、集会・展示施設(1,000㎡超)、ホテル又は旅館(1,000㎡超、集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で1,000㎡超)、自動車教習所等(1,000㎡超)【4月25日～】	なし	生花店、農泊施設、卸売市場、百貨店、ホームセンター、スーパーマーケット、コンビニなど
	三重県	遊興施設等、文教施設、大学・学習塾等(1,000㎡超)、運動・遊戯施設、劇場等、集会・展示施設、博物館等、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で1,000㎡超)【4月20日～】	食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など(宅配・テイクアウトサービスを除く)) ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請【4月20日～】	生花店、農民泊施設、卸売市場、百貨店、ホームセンター、スーパーマーケット、コンビニなど

(2) 47都道府県の休業要請や時短要請等の内容 (5 / 6)

注1：本資料は各都道府県の公表資料等をもとに農林水産省が作成したものであり、詳細は各都道府県にお問い合わせ下さい。
 注2：特に記載の無い場合は、特措法第24条第9項に基づく協力要請及び特措法によらない協力依頼の内容です。

令和2年5月1日時点

都道府県	休業要請	飲食店等の時短要請	事業継続等の要請	
その他の県 (34県)	滋賀県	遊興施設等、劇場等、集会・展示施設、遊技施設、運動施設(一部の屋外施設は観客席部分のみ)、文教施設、大学・学習塾等(1,000㎡超)、博物館等、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービスを営む店舗で1,000㎡超)【4月23日～】	飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店等(宅配・テークアウトサービスを含む) ※営業時間は午前5時～午後8時、酒類の提供は午後7時までとすることを要請(宅配・テークアウトサービスは除く)【4月23日～】	※適切な感染防止対策の協力を要請。医療施設、生活必需物資販売施設、食事提供施設(時短営業要請)、住宅・宿泊施設、交通機関等、工場等、金融機関・官公署等、その他(ゴミ処理関係、ランドリー、獣医等)、社会福祉施設等(保育所、学童保育等)
	奈良県	遊興施設、文教施設、大学・学習塾等(1,000㎡超)、遊技施設、運動施設(一部の屋外施設は観客席部分のみ)、劇場等、集会・展示施設、博物館等、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービスを営む店舗で1,000㎡超)【4月23日～】	食事提供施設について、営業時間については、午前5時から午後8時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後7時までとすることを要請。(宅配・テークアウトサービスは除く)【4月23日～】	食料などの生活必需品の供給や生活必需サービスを提供する施設などに「適切な感染防止対策の協力」を要請
	和歌山県	遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動・遊技施設(一部の屋外施設は観客席部分のみ)、文教施設、大学・学習塾等(1,000㎡超)、博物館等(1,000㎡超)、ホテル又は旅館(1,000㎡超)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービスを営む店舗で1,000㎡超)【4月25日～】	接待などを伴わない飲食店に対する営業時間の短縮要請は行わない	県外からの訪問客が多い飲食店及び販売店等に対して、県外からの訪問客の受入自粛を強く依頼
	鳥取県	なし	なし	なし
	島根県	なし	なし	なし
	岡山県	パチンコ店、温泉地やリゾート地に立地する旅館やホテルのうち県外からの観光客の利用が多い施設、多くの観光客の来訪が予想される施設【4月24日～】	なし	なし
	広島県	遊興施設等、大学・学習塾等、遊技施設、運動施設(一部の屋外施設は観客席部分のみ)、劇場等、集会・展示施設、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービスを営む店舗)、文教施設(幼稚園は特段の事情による受入継続が必要なものは除く)【4月22日～】	食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など) ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請【4月22日～】	食料などの生活必需品の供給や生活必需サービスを提供する施設などに「適切な感染防止に向けた対策」の徹底を要請
	山口県	遊興施設、運動・遊戯施設【4月21日～】	なし	なし
	徳島県	検討中	検討中	検討中
	香川県	遊興施設等、大学・学習塾(1,000㎡超)、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービスを営む店舗で1,000㎡超)、文教施設(幼稚園は特段の事情による受入継続が必要なものは除く)、県外から多くの観光客が見込まれるうどん店【5月2日～】	飲食店等の食事提供施設に夜8時以降の営業の休止を要請【4月25日～】	医療施設、生活必需物資販売施設、交通機関、金融機関等には、適切な感染防止対策をとっていただいたうえで、事業の継続を要請

(2) 47都道府県の休業要請や時短要請等の内容 (6 / 6)

注1: 本資料は各都道府県の公表資料等をもとに農林水産省が作成したものであり、詳細は各都道府県にお問い合わせ下さい。
 注2: 特に記載の無い場合は、特措法第24条第9項に基づく協力要請及び特措法によらない協力依頼の内容です。

令和2年5月1日時点

都道府県	休業要請	飲食店等の時短要請	事業継続等の要請	
その他の県 (34県)	愛媛県	遊興施設、遊技施設【4月27日～】	なし	なし
	高知県	接待を伴う飲食店(風営法第2条第1項第1号に該当するもの)、カラオケボックス、ライブハウス【4月24日～】	旅館、ホテル(食事提供の場に限る)、飲食店(居酒屋、料理店など(宅配、テイクアウトサービスを除く)) ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請【4月24日～】	なし
	佐賀県	遊興施設等、大学・学習塾等(1,000㎡超)、文教施設、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で1,000㎡超)【4月22日～】	飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など ※営業時間を朝5時から夜8時までの間(酒類の提供も同様の時間)とすることを要請(宅配・テイクアウトサービスは除く)【4月22日～】	農泊施設、卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストアなど
	長崎県	遊興施設等、大学・学習塾等(1,000㎡超)、学校、遊技施設、運動施設(一部の屋外施設は観客席部分のみ)、劇場等、集会・展示施設、博物館等、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗又は生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で1,000㎡超)【4月25日～】	食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など(宅配・テイクアウトサービスは除く)) ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請【4月25日～】	感染拡大防止対策を要請
	熊本県	遊興施設等、大学・学習塾等(1,000㎡超)、学校、運動施設、遊技施設、劇場等、集会・展示施設、博物館等、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で1,000㎡超)【4月22日～】	食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など(宅配・テイクアウトサービスは除く)) ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請【4月22日～】	農泊施設、卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストアなど
	大分県	遊技施設【4月24日～】	なし	感染拡大防止対策を要請
	宮崎県	遊興施設等、遊技施設【4月25日～】	なし	感染拡大防止対策を要請
	鹿児島県	遊興施設、大学・学習塾等(1,000㎡超)、学校、遊技施設、運動施設(一部の屋外施設は観客席部分のみ)、劇場等、集会・展示施設、博物館等、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で1,000㎡超)【4月25日～】	食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店など(宅配・テイクアウトサービスは除く)) ※営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供は夜7時までとすることを要請【4月25日～】	農泊施設、卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストアなど
沖縄県	遊興施設等、大学・学習塾等(1,000㎡超)、遊技施設、運動施設(一部の屋外施設は観客席部分のみ)、劇場等、集会・展示施設、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗で1,000㎡超)、文教施設【4月23日～】	食事提供施設(飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店等) ※朝5時から夜8時までの間の営業、酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトサービスは除く)【4月23日～】	花屋、宿泊施設、卸売市場、食料品売り場、百貨店(生活必需品売場)、ホームセンター(生活必需品売場)、スーパーマーケット、コンビニ、飲食店など	